

第六十三回国会 大蔵委員会 議 録 第 八 号

昭和四十五年三月四日(水曜日)
午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君
理事 上村千一郎君 理事 金子 一平君
理事 藤井 勝志君 理事 村上信二郎君
理事 山下 元利君 理事 広瀬 秀吉君
理事 永末 英一君
理事 奥田 敬和君 加藤 六月君
理事 木野 晴夫君 河野 洋平君
理事 佐伯 宗義君 坂元 親男君
理事 田村 元君 高橋清一郎君
理事 地崎三郎君 登坂重次郎君
理事 丹羽 久章君 原田 憲君
理事 福田 繁芳君 坊 秀男君
理事 森 美秀君 吉田 重延君
理事 阿部 助哉君 中嶋 英夫君
理事 平林 剛君 堀 昌雄君
理事 美濃 政市君 八木 昇君
理事 貝沼 次郎君 春日 一幸君
理事 竹本 孫一君 小林 政子君

出席政府委員

大蔵 大臣 福田 起夫君
大蔵 政務次官 中川 一郎君
大蔵省主税局長 細見 卓君
大蔵省関税局長 上林 英男君
国税庁長官 吉國 二郎君

委員外の出席者

通商産業省通商 楠岡 豪君
局長
大蔵委員会調査 披井 光三君
室長

委員の異動

第一類第五号

大蔵委員会議録第八号 昭和四十五年三月四日

三月四日

辞任

木村武千代君
松本 十郎君

補欠選任

加藤 六月君
河野 洋平君

同日

辞任

加藤 六月君
河野 洋平君

補欠選任

木村武千代君
松本 十郎君

三月三日

関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国税通則法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案(内閣提出第二号)

○毛利委員長 これより会議を開きます。

議事に入るに先立ちまして、この際、御報告を申し上げます。
本委員会の委員として長い間御尽力をいただきました前議員佐藤次郎君が昨日三日夜逝去されました。ここに一つしんで同君の御冥福を祈り、哀悼の意をささげる次第であります。

○毛利委員長 昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 四十五年度税制改正に関する暫定措置法の審議に入るわけでありましたが、今回の国会が総選挙後の特別国会であったという点から見て、税法上三月三十一日で期限の切れる諸問題を何とか措置しなければならぬという事態にあることは私もよく理解できるわけでありまして、そういうことではありますけれども、この際にはきりきざししておきたいことは、所得税関係につきましては、かなり重要な改正案が、しかも、われわれの立場からいへば、非常に問題の多い所得税法の改正案が予定されて、今国会にすでに提案もされているわけでありまして、いわゆる本格的に所得税法を審議をするという前に、この暫定措置法を審議して、これを通過するという事になります。暫定措置法における所得税分、特に給与所得の分について、これを審議して通すということによって、本法の改正案の一種の既成事実がここでつくられるという点から、そういう面から非常に抵抗を感じる面がどうしてもあるわけでありまして、そういう点から、これはいわば税法改正における野党修正という点から、あるいは野党修正でなくとも全会一致の修正であろうとも、修正を受けつけない立場での暫定措置法ではないか、そういう問題点があるわけでありまして、けれども、そういうことについて、どういう立場で考えられるのか、この点をはっきりしておきたいと思っております。

○細見政府委員 ただいま提案いたしております暫定措置法は、四月分だけのことにつきまして特別な措置を考えようというための措置でありまして、これは昨日もいろいろ申し上げましたように、この案件を御審議願ひあるいは御決定願ひいたしましたとしても、そのことはたゞいま別途提案いたしております所得税法の御審議を何ら拘束するものではない。これは四月分だけにつき

まして、かりにいま提案いたしておりますような税制改正の中身を、四月分について給料の支払われる人だけについて適用してみればこの程度になりますので、少なくとも取り過ぎにならぬように応急の措置をとっておこうというだけでありまして、所得税法そのものの御審議を何ら妨げることにはならない、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 その説明の限りにおいては、そういう趣旨であらうという事はわかった。しかし、所得税法——特に所得税法であります。必ずしもそれに限ったことではない。税法全体について、予算のいわば歳入委員会としての性格を大蔵委員会は持っている。かつては歳入委員会というふうな時代もあったという事を聞いておられるわけでありまして、そういう意味で、税法に對して政府が提案をしたものに対して、修正権というふうなものが国会にあるはずだと思ふのです。そういう点から、今度暫定措置法を、たとえば所得税法の改正案で定められた簡易税額表までのまゝ審議をして通すことになるわけでありまして、そうなりますと、次の段階で、本法の所得税法を審議をし、そうしてそれに対して修正を可決した。そしてそれが予算にも当然響く問題である。これは許容され得る限界という事はあるにしても、そういう場合に、たとえば今日問題になつております給与所得控除における定額部分を増額しろというふうな強い要請なんかもある。そういうところから、たとえば三万でも五万でも定額部分を上げろということを通場一致の当委員会が決議をするというふうなことになる場合だつてあり得るわけですね。そういうものを拒否するということではないと思ふのです。ですから、そういうことになった場合には、この四月分だけを措置するということ、そして予定した改正案を四月から適用させてやりたいんだということを、提案理由の説明

の中でもおっしゃっていますけれども、逆に今度は、そういうことでかりに国会で修正をしたという場合には、事務的にはより一そう、この暫定措置法によって四月分を措置したために、非常に複雑な、より手間のかかる仕事をやり直さなければならぬというようにもなると思うので、すね。だからそういうようなことを考えますと、やはり何だか別な方法というものがそういう面ではないのかという疑問を持たざるを得ないわけでありすが、その辺のところの考え、御所見はいかがですか。

○細見政府委員 かりにこの暫定措置法を提案いたしませんとしますと、当然のことでありすが、現行法によつて四月分の俸給は徴収する。そういういたしますと、確かに本法の修正の可能性はあるわけですが、少なくとも改正法案で御審議願つていざ国会でおきめ願うものは、現行法よりは大部分の方についてかなり軽減されたものであらうと思うのです。そういう意味におきまして、この暫定法を出したからと申しまして、暫定法を出さなくても年末におきまして調整しなければならぬことは同じで、この暫定法を出したことがそんなに事務的には手間が要するというにはならないと思います。同じように、四月分の給料については、年度末に、かりに別の税法が議決されたといつたとしても、いまの税法とそれから施行される税法とが違ふ限りにおいて、現行法で徴収して、改正法で年末調整する、あるいはこの暫定法でやりまして、新しい、また暫定法が予定しておいた以外の法律によつて調整することは同じことだと思ひます。そういう意味で、私どもは、でき得ればこの四月に支払われる給料は、文字どおり四月に一回しかないわけでありまして、これを五月に直すとかあるのは六月に直すというところは、月々の給料であります限り直しようがない。そこで、できるだけ減税の恩恵を四月分にも及ぼして、中には免税点以下になりまして税金を取らなくてもいい階層も出てまいると

けでありますし、あるいはまた、たびたび申し上げますように、日雇いの人のような人たちが、比較的四月まで働いて四月以後帰農するというような事例もわりあい多いわけでありまして、そういうことを考えまして、四月にはやはり何らかの特例措置を設けて、少なくとも最低限改正法のベースまでの減税のメリットは及ぶようにしておくと。さらに国会で御審議願つてもっと大きく軽減されれば、もう一度措置しなければならぬこととはあらうかと思ひますが、それはそれといたしまして、国民負担軽減のために若干の事務はふえても、けつこうなことで、私どもとしては、四月分にかかりの人が給料を支払われ、あるいは四月に日雇いなどの人が職を離れるという事態を踏まえまして、やはりこの際は特別措置をお願いしたほうがよからうと考えたわけでございます。

○広瀬(秀)委員 まあ年末調整もあることだからそれでできる。それだつたならば、そのほかにもいろいろ問題点もあるけれども、所得税に限つては年末調整をやつたら、こんな暫定措置法を別に出す必要もないじゃないか、こういう議論にもなるわけでありすが、日雇関係が非常にその恩恵から落ちこぼれる。つかまされられない、把握されない。したがつて四月分だけは旧法によつて重い税金が課せられる、こういうことになるからということが落ちつくところなんですね。ケースとしてはそれくらいしか考えられないわけですね。

ところで、それじゃそういう人たちがどのくらい現実にいるのか。最近はおかせぎなどは身元のしつかりした人たちが、土建の現場で飯場のようなどころを渡り歩くというふうなこともあるかも知れないけれども、出かせぎなんかの場合には、大体もう年々慣例になつていふような面も非常に多いわけなんだけれども、どうしてもつかまらぬというものは大体どのくらいの数字であるのか。そういうものの追跡調査のようなものをやられたことがあります。

○細見政府委員 なかなか把握の困難な部門でございます。全国の統計としては、百二十万くらいの方がこういう形で働いておられることもわかつております。それから税務署で統計をとりまして、約三十億くらいは税金がこういう方々から払つていただいております。これもわかつております。ただ文字どおり季節労働者でありますので、今月何人おるだらうかということになれば、あるいは荒い推定はできるかもしれませんが、おおよそ何人というののもちよつとむずかしい。全体で百二十万くらいの方が働いておつて、三十億くらいの税金がこの人たちが払つておつておられるということだけしか、正確なことは申し上げられません。

○広瀬(秀)委員 特別に身元もさだかでないというふうな、ほんとうに臨時的に次から次へと飯場を転々とするような労働者なんかについては、確かに問題があるだらうということですが、これはたいへん愚問なんですけれども、いま日給幾ら以上の場合に源泉を取つておられるのですか。

○細見政府委員 夫婦、子二人で想定いたしました。現在二千九百五十円から税を徴収する。改正のこの提案いたしておりますものによりますれば、それが三千二百五十円から税を徴収するという形になるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 独身者の場合は。

○細見政府委員 これはいわゆる内欄と申しまして、扶養家族のことを全部ネグレクトいたしました。全体、夫婦、子二人という想定で税を取つておるわけでございます。説明が不十分であつたかと思ひますが、こういう方については、扶養親族届けとかいろいろなものを出していただいております。夫婦、子二人ということで、内欄と申すのは、夫婦、子二人ということにして徴収表をつくつておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 これは現実の税務の執行でそういうことをやっているわけですか。本人が女房、子供を持つていないということを申告なり何なり、これは不利になることだから、あるものなら

ば隠すはずはないですね。ところが内欄というところで、現に單身である、女房子供とは別離しているのではなくて、法律上も切れてしまつて全然單身なんだ、扶養の責任も果たしていないという場合、あるいはほんとうに女房、子供を持たない独身、單身者、こういうような場合に、やはり妻、子二人というものを想定して税を取るといふことは、これはいいことなんですか。少なくとも本人には申告をさせてやるわけなんですよ。それを内欄でやるというわけなんですから、そこらのところももう少しきちつとやることはできないのかどうか。

○細見政府委員 文字どおり日雇いでありまして、毎日毎日職場が変わるといふ前提になつておるわけなんです。広瀬先生がおっしゃつておるやうな、つまり身元もかたくて、一つの飯場に一月とか二月とかあるいは三月とかおられるような方については、いろいろやりやうがあるわけですが、ここで申し上げておるのは、職安か何かから、きょうは五人要るから五人来られた。あしたは三人でいいから三人だけというやうな形で、給料を帰られるときにほんとに払うというだけの、つまり申告書を出してもらつたつて、あしたはその人はどこに行くかわからぬ。極端に申せば名前も、そんなもの戸籍上の名前であるかどうかということも確認しなくていいやうな、そういう人の給与の体系を考えておる。もちろん確認できるわけでありすが、飯場の事務能力その他からしまして、そういうことでけつこうですという形になつておるものですか。夫婦、子二人というものが、たびたび出ておられます。標準世帯ではございませんが、日本の実情じゃなからうかというので、そういう方式で税をとつておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 日雇いの実態を私もつまびらかにしませんから、その辺でやめておきますが、言うならば日本の家族構成といふことが、夫婦、子二人、こういうやうなことで内欄といふことにしておる。標準世帯といふのは夫婦、子供三人だといふと長い伝統でやつてきておるわけなんだ

けれども、そういう面ではそういうこともやるということは、やはり実態に近いものというところ、もうすでに皆さんの頭にもそういうところでは働いている。しかし全体的な場合には、見えてよくするというか、そういうことで百万まで減税だ、百万まで減税だとやる場合とに、何か皆さんから見てもうしろめたいようなところが、そういう面から、はしくも出たような気がするのです。きょうはそのことを別にどうこうは申しませんが、これは所得税法審議の際にその辺のところを含めてやりたいと思います。そういう実態であるとするならば、その点も、これはまことにやむを得ざるものがあるだろうと思いますが、さらにその辺のところはもつときめこまかくやれる方法はないかという疑問だけを提示をしておきたいと思ひます。

そこで、通産省来ておりますか。これは先月の二十八日の朝日に出た記事なんですが、「東南アジアからの加工再輸入品、減税品目を拡大」というようなことがあるわけなんです、加工再輸入貿易、こういうものの現況を、品目別、それから対象国別、こういうようなことで、およその数字をちよつとここで明らかにしていただきたいと思うのです。

○楠岡説明員 委託加工貿易で、いま先生の御質問になつていらつしやいますのは、当方から原材料を提供しまして製品を輸入するという、私どもいわゆる逆委託加工と申しておりますものの御趣旨だと思ひます。私、いま手元に持つております資料によりまして、件数で——委託加工貿易契約というのを政府があらかじめ許可をするという形になつておりますが、その件数で、ただいまのこちらから原材料を出しまして製品を輸入するという形の委託加工貿易の件数は、ここ三年ばかりを申しますと、昭和四十一年は六百二十五件、四十二年九百一十一件、四十三年八百三十三件、昨年のこれは一六六でありましたが、四百二十三件ございまして、四十三年はちよつと減つておりますが、全体としてはふえる傾向でございます。このうちおも

な国は韓国、それから台湾、香港等でございます。手元に韓国の数字がございまして、昭和四十一年三百五十五、四十二年五百三十六、四十三年三百四十九、それから昨年一六六で百七十一件でございます。そのおもな品目は、主として繊維製品でございます。今後、昨年御審議いただきました委託加工貿易の原材料分についての関税の減免制度が行なわれまして、現在すでに電子製品の一部について実績がございまして、そういう機械類の委託加工貿易というものが広がつてくると思ひます。

○広瀬秀委員 韓国とか台湾とか香港などが大宗のようでございまして。

そこで、昨年からと記憶いたしますが、原材料分は税金をかける、こういうことにしておることも承知をしておるわけですが、この方式というものが、いわゆる日本のそれの諸国に対する資本進出という形なのか。向こうの工場に対する原料だけ提供して、安い労働力を使つてつくらせる、こういうほんとうの委託加工というだけのことなのか。そういう点、資本進出をして向こうの会社と合併会社をつくるというような形はほとんどない、そういう状態なんですか、その形をちよつと……。

○楠岡説明員 実のところ両方ございまして。と申しますのは、たとえば電子製品等で現在すでに台湾、香港等で実績がございまして、それからこの制度に乗せずに、たとえばトランジスタをつくるといったようなこともやつておりますが、実態から申しまして、やはり技術指導等も伴いますので、企業と企業との関係が密接であることを必要とするというところで、日本の進出した会社あるいは合併会社が電子工業製品等をつくらせているような例も多くございまして、それから韓国のたとえばしほり加工等になりますと、むしろ合併会社よりも韓国の会社あるいは韓国の個人が委託だけを受けておる、こういうケースがございまして。

○広瀬秀委員 大体合併会社方式は会社の数がどれくらいあつて、それは大企業がやつているのか、あるいは中小企業が進出をしているのか、その辺

のところを……。

○楠岡説明員 合併会社の正確な数は、私、ただいま持つておりませんけれども、合併会社の例としましては、電子工業関係では大きな会社が相当ございまして、たとえば三洋電機とか日立とか、そういうような大きなメーカーが出てくるケースもございまして。また繊維等の二次製品につきましても、規模の小さい業者、これは委託加工貿易と申しますよりも、むしろ原料を提供しまして向こうから製品を第三国に輸出するというケースも多ございまして。繊維等につきましても、もちろんたとえば東レ、帝人といったような大きなところもございまして、二次製品関係はわりあいと規模の小さい業者も進出しております。

○広瀬秀委員 国内での労働力不足というようなことから、そういうものが非常に発展する傾向にあるようでありまして、単にそれだけではなしに、相手国からの輸入を増大させる、こういう援助の性格といふことですか、そういうものも期待されておるというふうなことでございまして、日本の蓄積も二月末で三十六億三千三百万ドルで、そのうちとところまでございまして、四十五年度終わつてみると、大体五十億ぐらいになるんじゃないかというふうなことだということで、海外に対する経済協力なりあるいは援助なり、こういうようなものを、かつてメルボルンの会議がなかんで大蔵大臣も、五年間に援助額を後進国に対して倍増するといふようなことも言つておるわけでありまして、将来この問題は、たとえばポストベトナムにおけるベトナム復興というふうな場合にもどんなふうな形が、日本の労働力不足を解消するといふような面で企業家にとつても非常にメリットがあるといふようなことで、海外援助、海外協力、経済協力というふうな面を進展させていく。加工再輸入というものはそういう面でも非常に通産省としては重点を置いた施策にいまなつておるわけですから、海外援助という総体的な問題の中で、こういう方式というものはこれからどういふように進めてい

く気なのか、方針を持つておるのか、その辺のところをちよつと聞いておきます。

○楠岡説明員 ただいまの先生のお話しのよう、将来及び現在の労働力不足等を考えますと、こういう面でも問題を解決していくということはかなり多いと思ひます。

それから先生御承知のように、たとえば韓国と日本との貿易は、昨年の実績で申しますと、七億七千に對しまして一億三千万ドルというふうなことで、非常にはなほだしい貿易でございまして、もつともこの中には若干引きしななければならぬ、たとえばお米を出したというふうな要素もございまして、総体的に非常に片貿易でございまして。それから台湾につきましても、六億に對しまして一億八千万ドルといったような片貿易でございまして、こういうものを何とか日本も解決するように努力していかなければならぬ。その場合に、農産物あるいは水産物だけで解決するのは困難でございまして、やはり相手の工業力の増強とともに工業製品の輸入がふえてくるのではないかと。したがしまして、先方から申しまして、日本へ出すということは非常な利益でございまして、両国とも非常にこの制度に乗つて日本への輸出をふやしたいという要望が強くございまして。ただ、一つ問題は、昨年のこの委員会の御決議にもありますように、関連中小企業とか勤労者に対する配慮をしなければならぬわけでございまして、この制度を拡大した結果、中小企業に非常に打撃を与えるといふようなことは極力避けていかなければならぬと思ひます。そのために、主として大企業が内部でつくつておるようなもの、しかも労働力不足で困つておるようなもの、このようにいうものを中心にして今後逐次拡大をはかつていつたらどうだろう、かように考えておる次第でございまして。

○広瀬秀委員 いま最後に言われたところもかなり問題でありまして、現にこの加工再輸入が、原料分についてまるつきり免税だといふような特

典を得ながら、しかもフルに低賃金という利益を享受できるというようなことを通じて国内の同種産業に対する影響がもうすでにあらわれている。玩具産業、造花であるとかあるいはぬいぐるみ玩具であるとか、そんなところに影響がもうかなり出ていると思います。そういうものに対する有効な、太刀打ちのできる——もう三分の一あるいはそれ以上に低い賃金でつくられる、その高度なオートメーション化されたシステムでない、賃金分が非常に大きい産業であるだけに、そういうものの影響をもうに受けるというような点についての配慮は、現実はどういうことをしておりますか。

○楠岡説明員 たいだいま関税制度につきましては、たいだいま申し上げましたような考え方で、たとえば韓国等から、繊維製品についてこの制度に乗せろというような要望が非常に強まっておりますが、そういう御要望には沿いかねるというふうな方針で臨んでおります。それから、一般論から申しまして、先生御指摘のように雑貨あるいは繊維製品の最近のいわゆる発展途上国からの輸入が相当ふえております。私もこういうものに対処しましては、現在ですでにやっておりますたとえば繊維の構造改善とか、それから雑貨等につきましてもいわゆる近便法の活用等によりまして、むしろ日本は貿易立国という立場から、壁を高くするというよりも中の産業の力を強くする、そういうふうな方向で対処してまいりたいと考えておりますのでございます。

○広瀬(秀)委員 大蔵省に聞きますが、原料を全部こつちでまかなってやる。そして向こうで委託加工あるいは合併会社方式であらうと、現地で物がつくられる。それが全部こちらの原料なわけですね。そういう場合に、それがたとえ韓国からアメリカに輸出される。あるいはE.E.C.関係に輸出される。再輸入も日本にそのうち何十%がある。そういう場合に、韓国がたとえ委託加工だという形で——委託加工ということになれば全部やるのが普通であるけれども、合併会社である

というふうな場合には、これが外国に売られた分についての原料分まで減税をしていく、原料分を引いていく、こういうたてまえ。その区分けがなかなか技術的にもむずかしい。そういうことについてどういう状態に把握をされ、どういうふうに考えられておられるのか。

○上林政府委員 たいだいまの御質問でございますが、もちろんいまの関税の委託加工におきまして軽減制度は、日本に輸入されたものにつきまして軽減をいたすわけでございます。日本の原材料がたとえば韓国に輸出され、そのままたま外国に輸出される場合には、これは関係のないことでございます。また、たとえば原材料を韓国へ輸出いたしまして、それをさらに日本へ持ってきてまいりまして、さらに若干の加工を施してたとえば韓国へ輸出する、こういう場合には、通常日本におきまして保税工場におきまして関税のかからないまま加工をしそのままたま輸出される、こういう形態になっております。したがって、日本から出て韓国からそのままたま輸出されるものも、日本へ来て日本で若干加工されて輸出されるものも、これには関税はそもそもかからない制度になっております。日本に輸入されるものにつきましては、輸出の際に、こういう原材料であるということ、いまの制度の適用を受けたということ、税関に申請してまいりまして、そういう輸出の際、原材料についてチェックをいたしまして、返ってまいります際に、そのものがまさに返ってきたということ、これをチェックをして、その減税制度を適用する、こういう仕組みになっております。

○広瀬(秀)委員 そのころのところが、日本に輸入された分に対する原料分というものが、税制であるだけにやはりきちんとしていなければならぬと思うのです。輸入された分が幾ら、それにどれだけの原料が使われておったか、その把握はきちんとかやられておるのだとは思いますが、間違いないやられておるのかどうか、そこらのところが、これは外国との関係でもあり、専門的に計算すればわかるということになっておるのか、その辺の

ところどうなんでしょうか、いろいろ品目も多いだろうと思いますから。

○上林政府委員 いろいろと長々説明いたしました。税金をかける場合は日本に輸入され、日本で消費される分でございます。その場合には、先ほど申しましたように、あらかじめこの制度を適用を受けたという申請をすることになっております。その際に原材料をどういうふうな幾ら出したかというのを確認いたしております。また返ってまいりますときに、それがまさにその原材料が使われて、そして製品が輸入されるものであるということも確認いたしましてその制度を適用いたすことになっておりますので、御指摘の点はきちんとしておると私は思います。

○平林委員 関連して。いまの質問について、私目下検討中のものがありますから、通産省に資料をちょっと要求をしておきたいと思っております。

たいだいま問題になっている、日本から原料を輸出をして逆委託加工するという場合、例は韓国、台湾、香港に多く、その件数が四十一年度六百二十五件、四十二年度九百一十一件、四十三年度八百三十三件というお話がありました。これについて私は若干の資料を整えてもらいたいと思うのであります。

それは一つは、件数だけお話しになりましたけれども、原料を輸出をする場合の輸出総額、同時に今度は逆委託加工してわが国に戻ってくる輸入総額、それを各年次別にそろえてもらいたいというところが一つ。

それからもう一つ、いまこうした逆委託加工の種類については繊維製品と雑貨が客弁の中にありましたが、そのほかにも種類がある。その種類別一覧。もう一つは、いま上林閣議局長のお話がありましたが、関税の減免措置をしてもいいというときには税関に申請するというものになっておる。そのあたりは、ただいまあげられた件数の中で、実際に減免措置をとっておるものと、とっていないものがあるのじゃないかと思うのです。

けれども、とっている場合の実例、その実績額、この三つをちょっとそろえていただきたいと思うのです。三番目のことは関税局との関連がありまうすから、ひとつ相談をして額をあれして資料にして整えてほしい。

いづれまた私の問題であらためて質問をいたしますから、その準備のために資料を要求しておきます。委員長よろしくひとつお願いいたします。

○上林政府委員 通産省と相談をいたしまして提出いたします。

○広瀬(秀)委員 いま平林委員から請求のあった資料は、私も実は要求しようと思っておったものですから、ぜひひとつ出していただきたいと思っております。

そこで次、中共産品については、これは協定税率が適用されないということではあるけれども、本委員会において私もいろいろ主張をいたしまして、ある程度聞いていただきました。三百五十一品目は協定税率と同じようになってきたというところでありますが、きのうも美濃委員がこの問題で質問しておりました。また三十品目ばかりある、こういうふうなことです。ケネディラウンドの一括引き下げで四十四年、四十五年、四十六年、四十七年——四十三年の七月に二年分の五分の二を引き下げる、それから四十五年、四十六年、四十七年の三年間に残りの五分の一ずつを三分に分けて引き下げる、こういうことが進行過程にあるわけですね。四十五年度の中でもそういう措置がとられる。残り二十品目あるいはいまままでやってまいったものについて、こういうものとの関係で、おおよそこのケネディラウンドの引き下げ率と同じようなものは、少なくともいままでやってきた三百五十一品目ですか、こういうものについてはやはりやられるお気持ちがありますか。○上林政府委員 御指摘のとおり国会の決議もございまして、私どもは国内産業に打撃を与えない品目につきましては、すべてこれを均てんさせようという努力をいたしてまいっております。したがって、いま御指摘がありました、いまま

で均てんをいたしましたものは、この暫定措置法でもそのまゝお延ばしになつていただく。近く御審議をいただく予定にいたしております来年度の本格的改正におきましても、ただいま御指摘がございました例外といたしております三十品目のうち五品目を適用するようにいたしますとともに、なお四十四年度の改正の際にお願い申し上げましたのは、四十一年、四十二年に中共から輸入実績のありました品目につきましては格差の解消をはかったわけでございますが、その後四十三年の実績も出てまいりましたので、四十三年に中共からの輸入実績が新たにございました三十五品目でございますけれども、その三十五品目のすべて格差を解消する、こういうことで御審議をお願いいたしますことにしております。

○広瀬秀委員 中国大陸との貿易について、きのう—きょうですか、古井ミッシンが、これは正式な政府公認のミッシンではないけれども、民間ベースという形で行かれる。そういう中で日中関係の改善というようなものが政治とからんでなかなか、何も中国におみやげに持つていくものが—MT貿易ですか、LTからMTにかわつて覚書貿易ということになつておるけれども、何もない。そういう場合に、たとえば関税一つにつきましても、ほかと同じ扱いをする、ほかの協定国と同じにする、協定税率と同じようにしていく、こういうような一つの改正というものが、まさに中国にとってはいわゆる敵視政策だというふうな偏見を持たなくて済む。積み上げ方式というか、そういうようなものの有力な材料にもなるだろうと思ひます。依然として、やはりよそから入れるものはそうめくじらを立てないけれども、中国産のものについては非常にきびしいというふうな印象を与えかねない。そういうものなんかについても、やはり一つの問題でそういうお考えなどを、さらにいま関税局長言われたような問題点などを含めて、前向きなものはかくあるのだというふうなことを、事実上閉ざされた関係にある中で、かろうじて細い一本のタイロープがつな

がつておるのだから、そのタイロープをもっともつと太くしていくような意味で、古井さんあたり、そういうような方向というものは、関税の面ではこうある、こういうふうに考えているというふうなことを持たしてやるといふことも非常に必要なことだろうと思ひます。そういう問題で、時間もありませんので、また根本は、本格的なそれだけの法律も追つて提案されることですから、そのほうで十分やりたいと思ひますが、きょうはそのことだけ要望をいたしまして、私の質問を終わります。

○毛利委員長 堀昌雄君。

○堀委員 本日は、暫定法の中の関税に関する部分について少し伺つておきたいと思ひます。

今度の暫定法、今度変わったわけではありませんが、暫定法第七条の二のガス事業法の項でありますけれども、「その原料として使用した揮発油につき、関税納付済み原油等の負担する関税のうち一キロリットルにつき五百三十円に相当する額を基準として政令で定める率により算出した金額に相当する関税を、」還付する、こうなつてゐるわけですが、この五百三十円というのは、何が五百三十円というのをもちましておるのかをちょっと伺ひます。

○上林政府委員 原油関税につきましては、御存じのように、石炭対策のために増税をしたわけでございます。しかし、その増税分が、たとえばガス事業のように公益事業的な一般消費者の家計その他に及ぼす影響の多いものにつきましては、必要に応じまして軽減措置を講ずる措置があるわけでございます。観念的に、大体いま原油関税が六百四十円でございますけれども、そのうちの五百三十円部分、要するに十二分の十と考へて、大体從価に換算いたしますと六百四十円が一二％くらい、そのうち一〇％くらいの五百三十円が石炭対策というふうな考へ方をわれわれいたしておるわけでございます。その石炭対策のために増税した部分につきましては、これを軽減をするという考

え方をとつておるわけでございまして、その一環といたしまして五百三十円を還付する、こういう考へ方でございます。

○堀委員 そうすると、これは、いまの関税をふやしておるということとは、石炭対策の関係だけで原油関税をふやされていふということですか。実は、石炭対策の問題といふのはいまだんたんと姿が変わりつつあるんじゃないかと私は思つたので、御承知のように、いま公害対策の問題から考へてくるならば、電力会社が発電用に使つておるところの原料炭といふものが四百四十万円くらいあるだろうと思つたのですが、今度の新しい基準のまま実施すれば年間百万トンくらいに減らさなうといふような客観情勢が実はあるわけですね。そして、いまその石炭の大きな問題で考へてみると、実は九州の比較的大きな炭鉱、現在、依然として大規模に掘つておる炭鉱のほうがサルファの含量が非常に高く、実は閉山しつゝある炭鉱のほうがサルファの含量が低いんだというふうな、公害対策上の問題から見ると、いまの石炭問題といふのはなかなか実はむづかしい問題にいきつたあるということが一つあるわけですね。

そこで、私はあわせてちょっと伺ひたいのは、この項目の終わりのほうに「大蔵大臣が当該特別ガス事業者のこの項の規定による関税の還付を受けるために必要な国産石炭の購入数量として定める数量以上であつた場合には、政令で定めるところにより、その原料として使用した揮発油につき、関税納付済み原油等の負担する関税のうち一キロリットルにつき三百二十円に相当する額を基準として政令で定める率により算出した金額に相当する関税を、」還付する、こういうふうな三百二十円が出ておるわけですね。ここにもう一つ、「大蔵大臣が当該特別ガス事業者のこの項の規定による関税の還付を受けるために必要な国産石炭の購入数量として定める数量以上であつた場合には、」といふこの数量は、告示であつたのはうで

出していますけれども、この三百二十円と告示に示されておる石炭の量といふのは一体どういう根拠に基づいておるのか、ちょっと伺ひたい。

○上林政府委員 これも石炭対策の一環といたしまして実施をいたしましたものでございまして。石炭対策の観点から、大手の電力業者には従来、四十二年度にスタートをいたしましたわけでございますが、その前から大手の電力業者は一定の石炭を山から買つておつたわけでございます。さらにそれ以上の石炭を買つてもよろしいことによりまして石炭対策に協力をしてもよろしい、ただし、そういうことをいたしますと、コストが重油をたきますに比べてまして上がる、そういう事態も出てまいつたわけでございます。したがつて、できるだけ重油の引き取りトン数以上のトン数を買つてもよろしいに確保する、そうして従来の実績以上に引き取つてもよろしい場合におきましては、いま御指摘のありましたような三百二十円の関税の軽減を考へる。この三百二十円と申しますのは六百四十円の半分でございまして、そういう軽減措置をとることによりまして、石炭対策すなわち石炭の電力会社による引き取り量の増加を確保する、そういう施策で行なつたものでございまして。

○堀委員 そうすると、前段の五百三十円と三百二十円の関係なんです、要するに、前段のほうにはガス事業者であり、後段のほうには特別ガス事業者、要するに東京瓦斯、大阪瓦斯、東邦瓦斯、三社が後段のほうであつて、前段のほうはその他のガス事業者。これについて、片方は石炭を使うから三百二十円、片方はそうでないから五百三十円ですかになる、こうなつてゐるわけですね。じゃこれは趣旨が全然違つたわけですね。そうすると前段のほうは、要するに石炭対策といつても、実は公共事業だから安いものを供給しようというだけのことであつて、石炭対策の余波をこゝでは遮断しよう。そうするといふのもう一つわからない点は、前段のほうでは安い五百三十円基準のものを与える。後段の特別事業者のほうは、定められた石炭のトン数があつますが、それをこえれば三百

二十円になるが、こゝなかつたら六百四十円のままだと、こういうことになるわけですね、この差異は。

○上林政府委員 どうも答弁があまり上手でございませんでして、私も若干あれをいたしました。が、先ほど電力会社と申しましたのはガス事業者の間違ひでございませう。電力会社とガス事業者と同じような扱いを要は石炭対策のときにいたしたわけでございます。

そこで、いま御質問の点につきましては、五百三十円を軽減いたしましたものにつきましては、これは中小のガス事業者でございませう。それからあのほうの三百二十円を軽減いたしますのは大手のガス事業者でございませう。

それで、大手のガス事業者は原油から直接ガスを精製するというをやっておりますが、中小の事業者は設備その他の関係から、原油からそのままガスをつくるというをやっております。そこで大手のガス事業者につきましては、ガスを精製いたします原料でございませう原油につきましては、原油の免税制度がございませう。したがって、原油と同時に、揮発油からガスをつくります場合に、大手と中小との負担の増加というふうな観点から、バランスをとりました場合に、その揮発油につきましては中小のガス事業者につきましては五百三十円を軽減し、大手のものにつきましては三百二十円を軽減するということでバランスがとれる、そういうふうな判断をいたしましてこういう制度になっておるわけでございます。

○堀委員 ちょっと私も技術的なことをつまびらかにしないんですけれども、前項のガス事業者が関税納付済原油等から本邦において製造された揮発油を税関長の承認を受けた製造工場で昭和四十五年四月三十日までにはガスの原料として使用した場合には、政令で定めるところにより、その原料として使用した揮発油につき、関税納付済原油等の負担する関税のうち」と、こうなっているわけですから、これは当然こゝでも原油を使っているわけではなくて、これは原油からとられた揮

発油を使っているわけですね。この法律の条項は「原油等から本邦において製造された揮発油を税関長の承認を受けた製造工場」で使っておるんだ、こうなっておりますね。それから片や特別ガス事業者のほうも、「関税納付済原油等から本邦において製造された揮発油を税関長の承認を受けた製造工場で昭和四十五年四月三十日までにはガスの原料として使用し」とあるわけですね。いずれもいまのお話を聞いておると、要するに片方は何か原油から直接とれていない。片方は原油から直接とれるんだ。大手のほうの原油は免税で入っておるから、それで格差ができるんだ、こういう御答弁のようだけれども、この法律の条項から見ると、両方同じように書かれておるわけですね。こまかく書いてあるんだから……。

○上林政府委員 御指摘の点は第七条の二の一項が、私が申し上げました原油からガスを製造する場合の規定でございまして、その場合には免税をするという規定が一項でございませう。この適用を受けまして免税をしてもらへるのは、いま申しました大手のガス事業者だけでございませう。これは法文の関係で、書き方といたしましてはどのも原油から直接ガスを製造いたします場合には、その原油関税をまけるように書いてございませうけれども、実際の適用を受けておるのは大手のもののだけでございます。

二項と三項は、これは同じように揮発油からガスをつくりました場合の規定でございませう。ただし二項の場合には中小のガス事業者を相手とし、三項におきましては特定の大手の事業者に適用がある、こういう立て方になっておるわけでございます。

○堀委員 まだちょっとはつきりしないのです。いまお話ししたのは、一項のほうは確かに原油は免税と、こう書いてあるわけですよ。それはいいのです。私はそこを触れていないのです。二項と三項のところにひつかかっているわけで、二項も「前項のガス事業者が関税納付済原油等から本邦において製造された揮発油を税関長の承認を受

けた製造工場」で「使用した場合には、政令で定めるところにより」とこれは「一キロリットルにつき五百三十円に相当する額を基準として政令で定める率により算出した金額に相当する関税を」還付する、こうありますね。それと同じように特別ガス事業者の場合には、今度は石炭をたくさん使った場合にだけ三百二十円安くしますと、こう書いてあるわけでしょう。

ですから私が伺っておるのは、主たる聞きたいことは、要するに大手であっても、まずスタンダードのベースでは、前項が生きているのなれないけれども、これは特定事業者を除くと書いてあるわけですよ、二項のほうは。だから二項のほうは一般ガス事業者しか、要するにあなたの言う中小しか適用されてはいない。そして大手のほうはたくさん石炭を使ったらそれに対するフェーバーとして三百二十円、その上にたくさん使った分に見合せて安くしてやると、こういう話なんです、そこへいかなければ要するに五百三十円のフェーバーがないということになるわけですね。ところが書かれておる表現からすると、どうも同じように書かれておる。要するに原油そのものは免税だということになっておるようだから、そうするといまの発想で、大手は原油から揮発油をつくるから五百三十円は必要がないのだということになれば、石炭をたくさん使ったということのフェーバーの三百二十円はもう関税のワタを越えているわけですよ、免税の原油を使っているのだから。それでしよう。免税ということとは関税がないということじゃないですか、この場合の表現は。

○上林政府委員 御存じのように原油からガスだけをつくる場合の規定が第一項でございませう。また御存じのように原油からは揮発油、重油その他いろいろのものがとれます。その場合に原油の六百四十円の関税は、それではおのおのの揮発油なり重油が幾ら負担をしたか、こういう計算になるわけでございます。したがってその揮発油に關する関税につきましては、こういうのが二項、三項の規定の趣旨でございませう。

○堀委員 どうもちょっと、こつちは頭が悪いのでよくわからないのは、原油からガスをつくるわけでしょう。原油からガスをつくる、そのガスをつくったナフサが出てくるでしょうね、たしか。そうじゃないですか。そうすると、ガスが出たしたらその残りのものはあるわけですよ。しかし残りのものは、これは原油を免税にした以上は、あとの残りに出たものからは税金を取るのですか。そんなことはないのでしょうか。原油は免税で入った。それはどう使おうと免税なんですよ。そうじゃないのですか。

だから私は、原油から直接ガスをとれるのに、なぜ揮発油にこゝでしなければならぬのか。揮発油とこゝに書いてある。表現はこう書いてあるわけでしょう。「関税納付済原油等から本邦において製造された揮発油を税関長の承認を受けた製造工場で昭和四十五年四月三十日までにはガスの原料として使用し、かつ、同月一日から同月三十日までにはガスの原料として使用するため国産石炭を購入し、」云々、こうなっている、こゝでは明らかに前段と二項と三項の、要するに揮発油を使用するということについては同じ条件になっているわけですね。だからこゝでは、大手といえども、原油から直接ガスをつくる場合と、要するにその原油から揮発油をつくる場合と、要するにガスをつくる場合と、こゝ二つあるのじゃないのだらうか。揮発油からガスをつくる場合というものは三百二十円だ、こゝいうふうな規定をしてあるのだから。あなたの言うように、もし原油から特殊な、特別事業者はガスがとれるのなら、何も揮発油にしたものを使う必要はないし、それなら何ら石炭に拘束をされて三百二十円のフェーバーを受ける必要はない。原油のただを使っているほうがいいにきまつているのだから。そこで私は、どうも、一体これはどういう意味でこゝいう仕組みがとられておるのかちつともよくわからない。もうちょっとわかるように説明してください。○上林政府委員 こゝいうことでございませう。一項のは、原油からガスをつくりまして、そのため

のほかの副製品はないわけでございます。それから、二項、三項の場合には、原油を蒸留いたしました、揮発油もできますし、重油その他のものもできます。その場合に、原油自体は免税しないわけでございます。ただし、原油からできました揮発油につきまして、原油関税が負担した部分のうち三百二十円をまけてやる。したがって原油から揮発油だけの部分についてまけて、あとの重油その他の点につきまして、この原油が負担しておりますした関税は取ったまま、こういうふうになるわけでございます。したがってダブってまけておるといふわけではないでございます。

それから第二点の、なぜそういうややこしいことをやるかということでございますが、ガス事業者の設備その他の関係から、原油からガスをつくるものと、揮発油からガスをつくる設備とを持っておるわけでございます。それを行ないます場合に、原油関税については、大手の場合につきましては、揮発油からガスをつくる場合には、三百二十円をまけることによつて大体中小のガス事業者とのバランスがとれる、そういう判断のもとにこういう制度をつくつたということでございます。

○堀委員　ちよつとガス事業の中身がよくわかっていないから議論がかみ合わない点があると私も思いますけれども、原油が免税になつてゐるのだから、ガス事業者はほとんど——いま特に大手の都市ガスは非常に広がつてゐるわけですから、当然私は、こういう制度があれば、石炭をたいて、そうしてわざわざ揮発油にしてたよりは、前段の原油そのものが、あなたのいまの説明によれば全部ガスに転化できるのだ。揮発油、重油を含む全部が転化できるのならもつと効率がいいわけでしょう、原油からそれが全部ガス化できるとするならば、私ちよつと疑問があるけれども、ガス化できるとすれば、免税で入つてきた原油が全部ガス化できるのなら、私はこれほど効率のいいものはないと思う。わざわざ揮発油などをして、税

金のかかつておる原油から揮発油をとつて、あと重油もその他のものもどうかしなければいけません。よう、ガス会社とすれば、そういう副産物ができるのに、なおかつ揮発油というものをとつて、それを、石炭をこの一定度使わなければ三百二十円のフューバーが起きてこないようなものを使わなければならぬということが、第一私自身としてもよくわからない。

それでは本来なら設備投資を新しくして、原油が全部ガスにあればガス事業としては最も効率がよいし、企業側にとつても効率がよいことは、裏返せば公益事業としてガスの単価を上げないで済むことになるものだから、本来ならそつちにフューバーを与えてあるのだからそつちにいけばいいのに、一体三百二十円揮発油でフューバーを与えることによつて、そんなに石炭がたかさんふえるほどのフューバーになるのかどうかという疑問が私は一つあるわけだ。

それが一つ、片方では五百三十円安くしてゐるわけでしょう。片方では三百二十円と、ずいぶん格差もあるのだ、その点について私は、もしこは揮発油だけを——いまの原油から直接ガスをつくる能力がなければ、能力の限界にきておれば、当然そこでは揮発油だけを使う場合がある。そうすると揮発油は、片方では五百三十円でフューバーになつておるけれども、片一方ではそこでは恩典がない。裏返していえば六百四十円の負担をするのだ、こういうことに事実をそこではなつてゐるのだ、こういうことですね。

○上林政府委員　まず一つ御説明申し上げますのは、ガス会社が、御存じのように重油を蒸留いたしました、揮発油を使うわけではございません。揮発油は、石油精製会社が蒸留いたしました揮発油を買つたわけでございます。それで、したがつてその揮発油をなぜ使うか、こういう問題でございます。すけれども、原油から直接にガスをつくり出す場合には大きな設備が要りまして、設備投資が相当巨額になる。したがつて中小のガス事業者はできないということでございます。したがつて、ガ

スの供給量その他によりまして、大手の会社におきまして、設備計画その他から、重油から直接ガスをつくる設備をつくつておる場所もございますし、そうではない場所もあるわけでございます。したがつてその場合に、中小の場合と大手の場合との負担の均衡を考へて、いま申しましたような制度をこの四十二年度につくつたわけでございます。なおこれによりまして、大手のガス事業者は一定の石炭の引き取り量というものを義務づけられておりました、これもあわせて石炭対策に資する、それを確保する手段ともいたしてございまして、そういうふうになつておるわけでございます。

○堀委員　告示を見ると、東京瓦斯は六十四万一千九百トン、大阪瓦斯は十九万二千九百トン、東邦瓦斯は二十万八千八百トンを上回るといふことになってゐますね。この数は一体何から出てきたのでしょうか。

○上林政府委員　この数字は、通産省におきまして、石炭対策も考へながら、それからガス事業者がどの程度引き受けられるかということも考へて、通産省が各業者と相談してきめましたものを、私もこれは以上引き取るべきものであるといふふうに告示をいたしております。

○堀委員　そうすると、これから少しでもふえればもういいということですか。いまの揮発油のほうは、使つた分全部三百二十円割り戻す、こういうことになるわけですね。そうすると私は——この告示が出たのはたしか四十三年かな。

○上林政府委員　毎年出ております。

○堀委員　毎年出しておるわけですか。そうするとこの量は毎年変わるわけですか、このトン数は。

○上林政府委員　毎年、もちろん変わらなない場合もあるかもしれませんが、変わるのがたてまえでございます。

○堀委員　それでは、私はたまたま四十三年の税関六法しか持つていなかったからあれですが、この三年間ぐらいの、四十二、四十三、四十四年の告示のトン数、どんなふうに変つてゐるのか、それは局長、いきなり言つても答えられないでしょうから、話を進めていくうちに、事務当局のほうで調べて答えてください。

それは局長、いきなり言つても答えられないでしょうから、話を進めていくうちに、事務当局のほうで調べて答えてください。

法案の内容は大体以上なんですけれども、きょうは関税定率の問題に関連して、私は前にいたしましたこのKRの問題を何回かここで取り上げました。このKRの問題の中で非常にわれわれが問題にしておりますのは非関税障壁問題、これはこれで何回かずっと議論をした問題であります。

そこで、今日この非関税障壁問題というのはいろんな形で実はまだだんだんと拡大をいつつあるのではないかと感じがしております。最近非常に問題になつております繊維自主規制問題などというの、まさにこのNTBの最も大きな影響力を持つフアクターの一つではないかと私は考へておるわけでありまして、私はひとつこの最近における非関税障壁の動きについてちよつと承つて、それを伺いながらこの非関税障壁問題を先に議論をして、引き続き特恵関税問題をひとつ議論をしていきたい、こう考へますので、まず最初にノン・タリフ・バリアの最近の傾向について伺います。

○上林政府委員　御存じのように、ガットにおきまして世界貿易の拡大を意図いたしますためにいろいろの議論が行なわれ、各国で協力をいたしてゐるという施策を講ずるよう努力いたしておるところでございます。ことに、御存じのよううに、関税率につきましてはケネディラウンドで五年間にわたる相当大幅な引き下げをたいたい進行中でございます。そういう状況でございますと、御指摘のように非関税障壁というものの軽減、撤廃ということが今後非常に重要な問題であるといふことで、ガットにおきましてもかねてからこの問題をどう処置するかという検討を進めてまいつてきておるわけでございます。

ただいまの段階におきましては、各国からお互いにこういう非関税障壁があるということをガットに通告をいたしまして、それを五つばかりの分類に分けて、それぞれにつきまして作業グル

うに化学品等でございます。大きいものはそれでございますが、そのほかに日本の関心品目といったしましては、ハマグリのかん詰めとか毛糸の手袋、

ます。

○堀委員 そういうふうな品目は、しかしもう少しありますね。電気製品も少し入っているんじゃないですか、たしか。

○上林政府委員 電気製品は四〇二A条の適用でございませう。

○堀委員 あちらのほうですか。それではそれをひとつ出していただきたいと思ひます。

その次に、第三のグループの中で、私はこれは非常に興味のある問題だと思ひます。これは工業規格の問題が結果としてNTBになる。これは私はずっと資料を読みながら感じたのですけれども、やはりどうもアメリカというのは先進国だ。なあと気がするのです。なぜかという、アメリカではボイラーとか耐圧容器のようなものはASMEの表示がなければ国内で販売することを認めない。そうすると、各国がもしこれらを輸出しようとするれば、アメリカのASMEの認定をとらなければ輸出ができない。これは私は通産省所管の問題だろふと思ひけれども、この問題、あるいは健康と安全基準に関する問題、これは自動車です。だから日本は、国内の自動車は安全基準もその他も十分にしておきながら、対米輸出のものだけは安全基準を高め、同時に排気ガスの問題等の処理もして輸出をする。私はこういう非関税障壁なら大いにやるべきだと思ひます。それだから、非関税障壁問題というものはいろいろあるけれども、これを通観して、私は含有成分に関する規制——おそらくこれはクロが入ったものはアメリカではもう輸入をしないということに当然なるのだろふと思ひますが、こういう点は私は非常にいいと思ひます。多少行き過ぎた感じがするのはマークの表示要求、これは少し問題があるろふかと思ひけれども、いま私が問題を提起した第三のグループの關係は、これはまさに先進国としてのわれわれが少し国内的に考えてみなければいかぬものじゃないか。要するに、輸入品が来たらそれについて、特にボイラーや耐圧容器のようなものは危険を及ぼすのだから、その圧力につ

いての検定が自分の国の規格に基づいたものでなければ輸入をさせないということ、私はこれは非常に国民生活を中心に考えたりつばな非関税障壁だと思ひます。

その次の問題は、これはかなり大きな問題になるところの残存輸入制限問題です。これがその次の非常に大きな問題だと思ひますが、どうもこの残存輸入制限というものはどちらかというと日本のほうに問題があるような感じがするのです。ね。そこで、現在百十八品目、輸入制限をしていゝのだと思ひますが、これらの残存輸入制限、これは農産物、その他もあるのではありませんか、工業製品もありますので、ちょっと簡単に主要なものについての現在の残存輸入制限の実情を答えてもらいたいと思ひます。

○上林政府委員 この残存輸入制限の問題につきましては、御存じのように当時百二十ほどございまして、御存じのようになっていますが、これを来年末までに少なくとも半減する、こういうことで努力をしておるわけでございます。すでに十一ほど自由化をいたしまして、現在は百九でございます。なお引き続きそういう残存輸入制限の撤廃に努力をしまゐりたい、こう考えているわけでございます。

もつとも、国内産業の面におきまして、ことに農産品、中小企業の関連する分野等につきましてはいろいろ問題がございますので、そういうことも考えながら、またわが国が国際的にいろいろ自由化を迫られております要求も考えながら、基本的な立場をいたしましてはできるだけ自由化の方向に努力をしたいと考えているわけでございます。

それで、いま何が残っているか、こういうことでございませうが、いま申しましたような品目の数でございます。それから申し上げていかあれでございませうけれども……。

○堀委員 農産物はいいですから、工業製品だけ……。

○上林政府委員 工業製品では大体軽工業品が多いでございます。たとえば皮革製品、それから電子計算機、そういうようなものもおもなものでございませう。

○堀委員 工業製品だけ全部言ってみてくれませんか。

○上林政府委員 御存じのように、まだ現在の段階におきましては六十五品目、自由化が決定してないものが残っております。しかし、これは先ほど申し上げましたように、少なくともあと五つ以上やるつもりでおりますので、それも近く決定をいたしたいと思ひますが、そういうものが入ったかっこうにはなりません……。

大体、鉱工業製品というのはいかかということになるのですが、国際的な概念でいいますと、ガットの分類表では二十五類以上をいうということになっておりますので、二十五類以上を申し上げますと、硫化鉄鉱でございます。それから硫黄、石炭、亜炭、それから石油、ソーダ灰、メントール、グルタミン酸ソーダ——これも工業品になっておりますが、実はこれはわが国の分類では農産物になっております。それから、はつか油、デキストリン、可溶性でん粉、スターチグラー等、仕上げノリ、牛革及び馬革、羊革、ヤギの革、それから革製はきもの、蒸気タービン、出力四十万キロワット以上のものがございます。それから非P.C.S型電算機用の周辺機械、それから計数型電算機の部分品、それから電子式電話交換機、計数型電算機械の制御器、そういうようなものでございませう。

○堀委員 そうすると、いま話を聞いてみると、工業製品といふのがデキストリンだと何だとか、日本ではおそらく農産品でしよう。そういう形のものが相当入っていますし、工業製品としては、電算機だけはいましばらくはしかたがないとしても、発電機ですか、大型タービンというようなものが残っているだけで、工業製品の残存輸入制限はあまりないと見ていいわけですね。そうすると残っているのは農産品でしよう。

○上林政府委員 いま申し上げました六十五品目、まだ決定をしておりません六十五品目の内訳は、四十五が農産品の農林省物資でございませう。二十が通産物資でございませう。

○堀委員 これは、もうここまでくれば特定のものを除けばやはりすみやかな処置をしなければいかん、私はこう思ひます。いま御承知のように外貨が非常にたまっておる。ないときならともかく、十一条国に移行をしたのは一九六三年ですから、もうすでに七年経過をしており、今日わが国は国際収支黒字国として世界の注目を受けておるときで、この問題はよほどわれわれは考えなければならぬときだと思ひます。ですから、残存輸入制限は何かといえ、結局、国内産業の保護という問題でしよう。だから、その国内産業では逆に、ガットに違反しない形でどういうフェーバーを与えてやることによつて競争力を強めるか、こういうことでなければならぬのじゃないか。だから、どうもこれからは政策の方向としてはやはり国内産業の競争力を持たせるということとを優先して、できるだけ残存輸入制限のようなものを撤廃しないと、やはりこれはお互いに、さっきのあなたの話のように、ガードを高くしてくればこつちを下げることによつてあなたも下げないと言えらるものであつて、こつちは下げないでいてそつちにはばかりいろいろものを言つても、これは私は問題は片づかない、こう思ひます。

そこで、もう一つ問題があるのは、輸入ライセンス、これがまた日本はかなり残っています。いまの制度としては、AA制度、AIQ制度、IQ制度が制度として残つておるわけですが、これは非常に問題があるとアメリカは指摘しているわけですね。いまの輸入ライセンスの状態でどのくらい実効的な制限が生じておるのか、そのところをひとつ……。完全自由化と現状の輸入ライセンスとの關係ですね、これは一体どういふあいになつておるか、ちょっと述べてもらいたい。

○上林政府委員 いまの輸入制度の所管は通産省でございますので、私が直接やっておらないわけ

でございますが、私もそばで聞いておりまして、アメリカのときに議論をいたしましたのは、自由化しておりますのはA制度、これは完全に自由化でございます。AIQ制度も、申請は要しますが、しかし申請をすれば全部許可になる。したがってこれも全部自由化でございます。申請のときにいろいろな付属書類が多いのではないかと、こういう議論がアメリカのときにも行なわれました。その点につきましては、これはアメリカとよく話をいたしまして、お互いに了解し合ったといえますか、制度も改善をしたという面があったように記憶いたしております。

○堀委員 通産省を入れておけばよかったのですが、その点は今度あわせて通産省を入れてもう少しやるようにしたいと思ひます。

そうすると、あとの差別的輸入制限その他もちょっと無理でありましょうから、一応NTBの問題はここまでにしておいて、それでは特惠関税のほうを少し伺いたいのですが、御承知のようなUNCTADのああいふ会議を経て今日のような特惠関税の経過になっておるわけですから、皆さんお聞きの方もありますから、特惠関税発生の問題から今日に至る経過をちょっと簡単に答えをいたしたい。

○上林政府委員 この特惠関税につきましては、御指摘のようにかねてから、開発途上国に対しまして特惠を与えることにより開発途上国に対する貿易の拡大をはかろうというところで、UNCTADでその方針がきまりまして以来、まず供与国側でございます先進国側におきまして、主としてOECDの場におきまして、どういう仕組みによつてこの特惠制度を実施するかという観点で、長期にわたつて議論が行なわれてきておるわけでございます。

現状におきましては、御存じのようにアメリカはいわゆるセーフガード方式と称しまして、特惠を与えまする商品につきましては、特定の例外を除きまして、原則としてはワタナシに特惠関税を与える。しかし、国内産業に損害が起りましたと

きにはセーフガードクローズを發動して特惠関税をやめるといふ方式、これをアメリカ側は採用いたしたいと言つております。EECは、特惠関税につきまして、原則的には例外といふものをほとんど極限に減らしてしまふ。むしろ近いといひますか、非常に減らす。そのかわり、特惠関税で入れるものにつきまして一定のワタナシをきめる。そこまではほとんど特惠輸入を認める。そういうふうな、いわゆるシーリング方式といふものをEECは提案をいたしております。この両者のハモニゼーションといひますか、コモナリティといひますか、この両者を統一して負担の公平といひますか、そういうものをはかるべきであるといひますか、アメリカの主張であります。しかし、そういうものについては、おおむねそういうものが均衡がとれていけばいいので、制度自体はおののの国の実情に応じてやつたらいいじゃないか、こういう考え方と、必ずしもそこまでしなくても、特惠を早く実施するほうがいいのではなからうか、こういう考え方と、二つございまして、いまだにその辺の結論が出ていない状況でございます。

いずれにいたしましても、近くまたOECDにおきまして貿易委員会が開催されることになっておりまして、それに引き続き、三月の末からはUNCTADの特惠特別委員会が開かれる、こういうふうな段取りになっております。こういうふうな会議を通じて、この特惠の実施につきましてもいろいろの角度の議論がございしますので、むずかしい問題もあると思つておりますけれども、係にそういう方向で進んでいくのではなからうか、こういうふうな思つております。

○堀委員 いまのお話は、EEC側としてはタリフクォータでいきたいといふことなんでしょう。それでアメリカ側はエスケープクローズにしたおの、こういうことだろと思うのですが、これはおのの長一短でしようけれども、一体日本は、日本の現状における国益から見るとどう有利なんですか。

○上林政府委員 日本は、国益をも考え、日本の現状も考えまして、シーリング方式を採用したいといふことを申し出ております。

○堀委員 そうすると、その問題に関しては、日本はEECと同一歩調だ、こういうことになるわけですね。

ここに、ガットの年度の年次報告の中に「ガットの見た日本貿易」といふ非常に興味のある文獻を讀んでみながら、日本の貿易構造といふものが最近急激に変わつたところと、非常に私にこれを讀みながら勉強になりました。特に日本の成長と貿易の関係を非常に適切な分析によつて問題を明らかにし、同時に今後の日本の貿易の行く姿をある程度見通して、特集のような形でガットがこういうものを報告の中に載せたといふことは、われわれは非常に興味のある問題だ、こう思つておるわけですが、その中でちょっと私が感じるのは、かつての日本の貿易のパターンといふものが最近非常に変わつてきた。ですから、その場合の今後の「ガットの見た日本貿易」といふこの方向から見て、私はやはりこれならば、特惠関税といふものはもつと日本はイニシアチブをとつていい条件のところにきているんじゃないか、こういう感じがこれを讀みながら非常に強くしておるわけですが、ややこれまで日本はそういう意味では消極的な感じであつたように思ふのですけれども、事務局側としては、今後の特惠関税——そのタリフクォータもいいますけれども、そのタリフのワタナシをどこに設定するかといふことによつて、これは特惠でなくなる場合もあるわけですね。現実の問題としてはなくなるような問題もあるもので、ひとつぜひこういう貿易構造の変化を見ながら、前向きにひとつ特惠関税問題といふのはやめていきながら、さつき私が触れたように、国内における競争面については別途の方法によつてカバーをするという方向にしていかないと、私は今後の貿易の問題にマイナスを起す要因もなしとしないんじゃないか、こう考へていますが、事務局側の見解をちょっと聞いてお

きたい。

○上林政府委員 特惠問題につきましては、開発途上国に対する貢献が非常に強ひてございます。日本の置かれた、いま御指摘のありましたような国際的な地位にかんがみましても、積極的にこれに協力したいと考へ、私どももそのように努力をいたしております。もつとも、ただ国内産業との関連もございまして。しかし、一方国際的なお互いの負担の公平といふものもございまして、そういうものも考へながら、御指摘のとおり前向きに努力を今後とも続けてまいりつゝでございます。

○堀委員 それでは、あとの質問は保留いたします。

○毛利委員長 この際、本案に対する質疑を中断し、国税通則法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましてはすでに質疑は終了いたしております。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました国税通則法の一部を改正する法律案について、原案反対の討論を行ないます。

私どもは、過ぐる第六十国会において、租税民主主義と納税者の権利救済制度の確立のため、画期的な、課税行政から完全に独立した準司法的国税審判所の設置を中心とする国税審判法案を提案したのであります。

今日、わが国の税制は、なお権力徴税的色彩が強く、かつまた租税特別措置法に象徴せられる不公平税制の中で、納税国民の税に対する不平不満は逐年増大し、課税庁の処分に対して権利救済を求める件数も増加し、内容的にも切実深刻なものとなりつつあります。このような情勢の中で、納

税国民の権利を守り、その救済制度を確立することとは、まさに国民的緊急の課題となっており、わが党がさきに提案した国稅審判法案こそ、国民の希求する權利救済の願いに最も正しくこたえるものと確信をいたすものであります。この立場において、以下、本法案に対し反対の理由を申し述べたいと思います。

その第一は、今日までの租税にかかる權利救済制度の致命的欠陥が、納税者の審査請求、不服申し立てに対する裁決が、原処分庁と同一行政系列の上級庁によって行なわれるところにあつたのでありますから、この点に注目し、勇断をもつて徴税行政系列から独立した第三者機関を設置せざる限り、公正な權利救済の実をあげ得ないにもかかわらず、本法案は依然として行政の統一、斉合性に名をかりて、不服審判所を國稅庁長官のもとに置き、かつ、長官の裁決指示権を保留し、審判所長、審判官の独立性と身分保障は確立されないままであります。したがって、公正妥当な權利救済をはかるにはまことに不十分であります。

その第二は、審査の手続が依然として職權主義的であり、書面審理に偏し、口頭主義、當事者主義等はほとんど採用されず、納税者の權利救済にふさわしい民主的審査手続になつておりません。

第三に、審理の経過に関する調査作成やその閲覧の規定が設けられない、あるいは審判官に対する除斥忌避の規定を欠くなど、相も変わらぬ行政優位、權力主義が貫かれ、民主的にして公正な裁決が期待されないであろうとの疑念をぬぐうことができないのであります。

第四に、本法案では、審査請求の場合、國稅徴収の執行不停止を貫徹しているものでありますが、差し押え等による商取引上の回復がたい信用失墜などを考慮し、かつ、加算税の制裁もつけ得られるにがみ、特別な悪意ある場合を除き、審査請求人の求めにより差し押えをしないこととして支障ないものであつて、この点、まことに權利救済制度として不徹底のそしりを免れ得ないと思ふのであります。

第五に、審判所の行なう質問、検査等に対する罰則は重きに失し、行政罰、秩序罰で足りると思ふのであります。

第六に、本法案は、さきの社会党案の第五十四条条のごとき、納税者が審査請求をしたことを理由に課税庁は請求人に対し差別待遇をしてはならない、このような重要な規定を欠いております。この点は、今日における課税行政、不服申し立ての現実に目をおおふものであり、權利救済制度を安心して納税者が利用し得る条件を整える配慮に欠けております。

以上、反対理由を申し述べましたが、願わくは、課税当局が、政府が、真に新しい時代にふさわしい公正にして民主的な稅務行政のあり方を真剣に追求され、納税者の權利救済に万全を期する心がまえをもつて——本法案には、確かに一歩前進の面も若干あるわけでありまして、その点私ども評価をいたすにやぶさかではありせんけれども、わが党が提案をした線まで權利救済制度の前進をはかられることを要求をいたしまして、私の反対討論を終わる次第です。

(拍手)

○毛利委員長 山下元利君。

○山下(元)委員 私、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました國稅通則法の一部を改正する法律案につきまして、賛成の意向を表明するものであります。

この法律案は、昨年七月に稅制調査会から答申された稅制簡素化についての第三次答申の内容を實現するために提出されたものでありまして、審査請求の審理、裁決機關として新たに國稅不服審判所を設けることとするほか、異議申し立て期間及び更正の請求期間を延長するとともに、差し押え等をした場合の延滞税を軽減する措置を講ずる等、納税者の權利救済制度等について、現状に比し格段の充実をはかることとしております。

まず、國稅不服審判所の新設であります。御承知のとおり、現行制度については、協議団が國稅局長の指揮下にあり、しかも國稅局長が裁決権

を持つておるため、その裁決について納税者の納得を得ることがむずかしいという批判があつたのであります。したがって、改正案では、國稅不服審判所を國稅庁長官の直轄の機關とするにとともに、國稅不服審判所長に裁決権を与えることとし、不服審判所を國稅局長からはもろろん、國稅庁の直轄部等の執行系統の部局からも切り離し、裁決機關として機構的にすっきりした形のものに切りかえることとしたのであります。

この新しい救済機構を設けるについては、稅務当局から完全に独立した第三者的な機關を設けるべきであるという議論があるのであります。稅務に關する不服申し立ては大量に、毎年反復して、特定の時期に集中して行なわれ、また不服の内容が法令解釈以前の事實認定の可否に關するものが多く、しかも稅務の性質上、迅速な処理を要するものが多いこと等を考えると、準司法的手続による救済は、經費のかかることを含めて、納税者にとつて必ずしも便宜でないこと、さらに、稅務當局から独立した準司法機關を設けた場合、國稅庁とその裁決庁の見解の対立を調整することは困難であり、納税者を間にはさんで兩者が司法裁判所で争うようになることは現実的ではないこと、準司法機關を設けながら司法段階も三審級とするのは、機構の重複の感を免れないこと等々から考へて、將來はともかくも、現状においては、行政のワタ内において權利の救済を行なうこととするのが最も適當であらうと思はれるのであります。

次に、通達批判権の問題であります。従来これについては、協議団が國稅局長の指揮下にある限り個別的な事案について通達と異なる取り扱いをするのは困難であるという問題があつたのであります。改正案は、この点について不服審判所長は必ずしも通達に拘束されず、これと異なる解釈によつて裁決することもできることとしたし、おけるのであります。全体として國稅不服審判所が公平な立場において、真に納税者の個別事情に応じた裁決を行ない得るよう十分な配慮がなされてゐるのであります。

その他今回の改正案は、第六十一回國會における衆議院の修正を全面的に取り入れてゐるのであります。一段と權利救済の実が期待されるのであります。

また、異議申し立て期間及び更正の請求期間の延長等の改正は、いずれも納税者側の多年の要望を實現することとしたものであり、いずれも適切な措置であると思はれます。

以上申し述べましたとおり、今回の改正案は、わが國の現在の司法、行政のあり方を前提とした上で行政内部における公正な救済手続を可能な限度まで推し進めようとしたものでありまして、私は本改正案に賛成の意向を表明するものであります。

ただ、最後に一言つけ加えておきたいのであります。が、どのようにつばな制度ができてしまつても、人と運営のよろしきを得なければ、仏つくつて魂入れずという結果に終わるのであります。新しい國稅不服審判所が、これを職場とする人々に誇りと自信を持つことが、できる機關となるよう、その人選、運営等について今後政府は十分慎重な態度で臨まれます。そのことを強く要望して私の討論を終わります。(拍手)

○毛利委員長 貝沼次郎君。

○貝沼委員 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました國稅通則法の一部を改正する法律案について、反対の討論を行なうものであります。

今回の國稅通則法の一部改正する法律案につきましては、前國會においても大いに議論を尽くしたところであり、現在の協議団制度より一歩前進させて、真に納税者のための權利救済をはからうとするものであるとの政府の最初のお考えは、うらやまに、結局は、國稅庁の範圍内の付屬機關としての改正にとどまつてしまつたのであります。これは従来の基本的な多くの欠陥を解決せず、かえつて徵稅強化の措置であるとの感を深くするものであります。

政府が真に納税者の権利救済をはかろうとするならば、国税庁と対等の独立した救済機関を設置し、さらにまた、憲法に保障された納税者の出訴権を制約するような租税の不服に対する前置主義を取り除かなければならないのであります。その基本的問題をないがしろにすることは、一步前進どころか、権利救済の根本精神に反するものといわざるを得ないものであります。また、この税制に対する不平不満の原因である重税、不公平という税制の矛盾を抜本的に改正し、さらに税制を国民の誰もが理解できるように改めるべきであります。そこで初めて真の納税者の権利救済が実現すると思ふのであります。したがって、権利救済とは名ばかりであり、実際は徴税強化となるおそれのある国税通則法の一部改正には反対するものであります。

以上で反対討論を終わります。

○毛利委員 長 竹本係一君。

○竹本委員 私は、民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております国税通則法の一部を改正する法律案につきまして賛成の意を表するものであります。(拍手)

この法律案の骨子は、従来の協議団方式による矛盾と不徹底を是正いたしまして、税務上の争訟に関する裁決の公正を期するため、国税の不服申し立て制度について幾多の改善措置を講じようというものであります。したがって、改正案自体は、一つの大きな前進であると私も評価をいたしております。特に今回の改正案は、第六十一回国会における各党のものと協力のもとに行なわれた本委員会の修正を全面的に取り入れており、第一回目の提案に示されたものよりも権利救済の面で一段と進歩したものと認められるのであります。ただ、残念ながら二、三の点について、私どもの基本的な考え方からいへば画竜点睛を欠くうらみがありますので、この際、申し上げておきたいと思ひます。

まず第一点は、審理、裁決機関はわれわれは内閣に置くべきであるということに従来主張いたし

ておりますが、政府は、これに對しまして、国税庁から独立した機関を設けた場合には執行機関と救済機関の見解の対立を調整することは困難であること、両者の対立を司法機関に持ち込むことは現実的ではないというお考えでございました。しかし、行政事件訴訟法の第六條にいう機関訴訟というような問題等もありますので、必ずしもそれが不可能であるとは思われません。

第二点は、不服審判所長の任命権者の問題であります。五百人に及ぶ審判所職員の人気の高揚、国民心理に与える影響等を考えますと、当然これは大臣の任命にしてしかるべきではなかったかと思ふのであります。これについても、政府は、行政組織の適合性を乱るものであるとか、あるいは前例がないとかというようなお考えを述べられておりましたけれども、私の見るところ、国家公務員法にも行政組織法にも、そうしたあり方を禁止する規定はないのであります。

第三点は、地方税の不服申し立て制度の改善という点であります。御承知のように、今日国民は一人当たり約九万円の税金を負担いたしておりますが、そのうち約三万円は地方税であります。したがって、地方税についても独立の権利救済機関を設け、中央地方を通ずる総合的な制度の拡充をはかることは当然ではないかと思ふのであります。以上申し上げたような点について十分な配慮がなされなかつたことはわれわれとして遺憾でございませうけれども、全体としてなれば理想的な権利救済制度へ一歩前進するものでございまして、われわれはこれに賛意を表する次第であります。

さらに、この際、私は税務の運営に関しまして一言申し上げておきたいと思ひます。それは結論から申し上げますと、納税者と税務当局との相互の信頼感を高め、適正な課税と公平な税負担の実現をさらに進めたいといふことであると思ひます。申し上げるまでもなく民主的納税の基本は自主申告納税ということでありまして。しかし、正しい申告、正しい納税のためには、まず税法が国民によく理解されていなければなりません。この

ため、政府においても、税務相談、納税思想の普及等については従来から努力をしておられますけれども、さらに一段とくふうをこらして納税者の利用の便に配慮するとか、租税教育の推進徹底をはかるなど、申告水準の向上と納税意識の高揚に重点を置いて、より親切な、より積極的な広報活動を展開されたいと思ひます。

その反面、多額の滞納あるいは相次ぐ脱税事件等についても、これからは強い態度をとつてもらいたいと思ふのであります。

脱税については、最近国税当局においても、数回にわたるかなり大がかりな摘発をしておられるようでありまして、今後とも真に悪質な脱税者に対しては、勇断をもつて当たり、その刑事責任を明らかにして、一罰百戒の効果をもたらすことによつて、申告納税制度の基礎である納税道義の高揚をはかり、もつて民主的租税の理想の実現に努力されるように強く要望いたしまして、賛成討論を終わります。(拍手)

○毛利委員 小林政子君。

○小林委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となつた国税通則法の一部を改正する法律案に対し、反対の態度を表明するものであります。

政府は、本法律案の提案理由の中で、納税者の権利救済制度の改善をはかり、審議手続を合理的にしたなどと呼びかけていますが、本法律案は納税者の権利救済制度の改善などというのではなく、逆に税務署等の一方的な違法、不当な更正決定を合理化し、納税者に対する税務署等の過酷な徴税をますます強めようとするものであります。このことは納税者の組織である全国商工団体連合会が、今国会になつてからだけでも、約七十三万名の反対署名をもつて国会に反対の請願をしてい

ることを見ても明らかであります。納税者の権利救済は行政不服審査法第一条で明記されておりますが、もし政府が本法案によつて真に納税者の権利救済をはかろうとするならば、審理の対象はあくまで原処分

ということに限るといふ見解を示すべきであり、現在行なわれている原処分時以後に発見された資料によつて、不当な原処分を違法とするがごとき行為を直ちにやめさせ、いわゆる見直し調査を撤回すべきであります。

しかるに政府は、不服審査の過程で原処分の後に見つされた事実をも審理の基礎とすべきであつて、決して限定されていないといふ見直し調査、総額主義を押し進めるため、これを法制化したのであります。

かかる本改正案がどうして納税者の権利救済制度の改善になるでございましょうか。まさに不当な見直し調査の合法化をはかるものであります。これが、わが党が本改正案に反対する第一の理由であります。

第二に、更正決定を行つた処分庁が、当然その課税の根拠を立証すべきであるにもかかわらず、これを異議を申し立てた申請人に転嫁してゐることでありまして。学説、判例を引用するまでもなく、立証責任が処分を行つた課税官庁にあることは当然のことでありまして。したがって、原処分庁が立証できないならば、その処分は、当然取り消すべきであります。しかるに、本改正案第九十七條では、審査請求人が、その基礎を明らかにすることができない場合は、主張を採用しないとして規定し、審査請求人に原処分庁が立証すべき責任を転嫁してゐるのであります。

これに関連して、先日、私が本委員会でも、原処分庁も申請人も双方、その主張が立証できない場合は、当然その処分は取り消されるべきではないかとの趣旨の質問を行つたのに対して、政府は、客観的な心証により審判官の判断すると答弁し、あくまで原処分を維持する態度を表明してゐるのであります。何で、理由が明らかでない違法、不当にかけられた課税を納税者が立証しなければならぬのでございましょうか。また、納税者が立証でき得るものでもありません。しかも、立証ができなければ、本人の努力が足りないとして、原

処分が立証できなくとも、原処分の取り消しは行なわず原処分を維持するということは、納税者の立場を無視したものであり、納税者の権利救済制度ではなく、原処分執行制度といわなければなりません。

第三に、本案は依然として、訴願前置制を法制し、納税者の訴願権を規制していることであります。およそ課税官庁が更正決定によって課税するためには、それなりの証拠がなければならぬはずであります。納税者は当然自主申告によってその証拠を整えられておるのでありますから、双方の証拠はきわめて明確なはずであります。したがって、納税者が課税処分不服な場合、直ちに訴訟に持ち込んでも何ら差しつかえないのであります。

憲法第三十二条は、何人も、裁判を受ける権利は奪われないとし、その制限を禁じているのであります。また、行政事件訴訟法第八条においても、その原則を明確にしているのであります。政府はこれに対し、納税事件は内容複雑だから前置主義をとると称して、手続の繁雑を理由に国民の自由に出訴する権利を奪うことは許されないはずであります。納税者が不服審査を選ぶか、出訴して裁判を選ぶかは、自由選択制にすべきが当然であつて、不服申し立て前置主義を納税者に押しつけ、それによって出訴権を制限することは納税者の基本的権利を奪うものであります。

第四に、審判官の職権による調査に対して関係人その他参考人に罰則を課し、税制の民主化に逆行していることであります。本来、不服審査に罰則の伴う質問調査権は全く必要ありません。納税は自主申告が原則であり、更正決定の立証は、言うまでもなく課税庁にあるからでありまして、関係人、参考人等に対する質問、検査に罰則を振りかざして強制するということは本末転倒であります。しかるに、改正案第二百六十六條は、第九十七條一項及び二項の調査権の行使にあたつて罰則を課しておるのであつて、関係人、参考人にしてみれば、他人である審査請求人のために調査権を行

使され、これを拒否したとして処罰されるということは、基本的人權の侵害といわなければなりません。いままで、行政不服審査法によって罰則のなかった審査手続に、かかる重い罰則を課した政府の意図こそ、納税者並びに関係人、参考人等を威圧して、過酷な徴税を強行せんとするあらわれにはかなりあります。

以上私は、本法案の主要な点について反対の意見を申し述べましたが、本案は明らかに改悪であります。本案は、政府が、反動的な軍国主義の復活と、米日独占資本擁護の高度経済成長政策を強行する手段として、一そう徴税を強化するためのものであります。日本共産党は断じてこのことに反対するものであります。

以上をもつて反対討論を終わります。

○毛利委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決いたします。

国税通則法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○毛利委員長 ただいま議決いたしました本案に對しまして、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党を代表し、藤井勝志君外三名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。広瀬秀吉君。

○広瀬秀吉委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、四党共同提案にかかる附帯決議案につきまして、提出者を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。附帯決議の案文は、お手元に配付いたしてありますので、ごらん願うこととして、朗読を省略させていただきます。

第一に、国税不服審判所は、裁決権を保持する

点において、現行の協議団よりは確かに前進した制度というにやぶさかではありません。しかしながら、なお依然として国税庁の付屬機關でございまして、特に通達と異なる裁決や税務行政の先例となる裁決をするには国税庁長官の指示を受けなければならぬという拘束があり、権利救済機關としては決して十分ではございません。

しかしながら、国税不服審判所がやはり権利救済機關として真に納税者の信頼と裁決の公正を期し得るためには、国税審判官等はつとめて民間の有能練達な適格者から起用し、また執行機關との間の人事交流はなるべく避けるなど、国税不服審判所の人事構成及び運用については、その独立性を強めるように留意すべきであります。

さらにまた、本案の審議の過程において、各委員が熱心に論議されましたように、政府は、今後における社会、経済の進展に即応しつつ、国税庁から独立した租税審判制度の創設、出訴と不服申し立ての選択等についても、絶えず真剣な検討、努力を行なうべきことを要望するものでございいたします。

第二に、政府は、国税不服審判所の運営にあつては、次の点に十分配慮を行ない、納税者の権利救済の実現について万全を期すべきであります。

その一つは、不服申し立て制度は裁判に前置された制度であり、権利救済制度としては裁判と軌を一にするものでありますから、納税者がこの当然の権利を行使したために税務当局から差別的取り扱いを受けるようなことがあつてはならないのであります。政府は、この点につき厳に適正な運営を確保するよう、税務官署の末端に至るまでこれを徹底させるべきであります。

その二つは、質問検査権の行使にあたつては、権利救済の趣旨に反しないよう十分配慮すべきであります。特に国税不服審判所の職員は、その調査があくまで権利救済を主眼とし、新たな脱税事実の発見のためではないことを厳に銘記の上、納税者の正当な権利救済の実現につとめるべきで

あります。なお、ただいま申し述べましたことは、審査請求後、原処分庁が答弁書の提出を理由として納税者の調査を行なう場合についても同様でありまして、権利救済の趣旨に反するようなことがあつてはならないのであります。

その三つは、納税者が審査請求にあたつて自己の主張を十分に得るためには、その前段階において、税務当局の処分または異議決定の理由が十分に明らかにされることが必要であります。したがつて、税務当局は、その処分または異議決定において付する理由をできる限り詳細に記載するようつとむべきであります。

第三に、国税不服審判所長は、実体的には大蔵大臣が任命したと同様に、受け身の立ち場ではなくして、積極的に取りはからうようにすべきであります。

第四に、本法の目的を達するためには、国税審判官等が執行機關より独立してその職務を厳正に行ない得ることが肝心であります。このためには、政府は国税審判官等の身分保障、待遇等について十分に配慮すべきであります。

第五に、協議団から国税不服審判所への移行に伴い、現在の協議団の職員はきわめて不安な状況のもとにございいたします。人事配置にあたつては、本人の意に反する一方的な配置転換とか退職強要など、職員が不利な取り扱いを受けないように十分な配慮を願ひたいのであります。

第六に、現行法及び改正法においては、不服申し立てがあつた場合に、処分の執行を停止しないことにより生ずる不服申し立て人の有形無形の損害を与えるときは、なるべく運用面においてこの点を緩和し、できる限り処分の執行を停止するよう措置すべきであります。すなわち、納税者の不服に理由があると推測されるときには、支障のない限り徴収を猶予し、または滞納処分の執行を停止することとし、納税者が自己の正当な権利を安心して主張し得るよう十分に配慮されたいのであります。

最後に、今回の改正案においては、更正の請求

に基づき減額更正の結果還付されることとなる過納金にかかる還付加算金については、請求後三ヶ月を経過した日以後の期間について付することとしたしておりますが、還付加算金は、国税を滞納した場合に延滞税が課されることとのバランス等を考慮して設けられている制度と理解をいたします。しかし、延滞税は原則として法定納期限の翌日から課されることとなっておりますので、上述の還付加算金についても、これとの権衡を考慮して、でき得る限り国税を納付した日に接近した日から起算して還付することとするよう、政府は今後において十分検討すべきであります。

以上が本附帯決議案の趣旨及び内容であります。何とぞ満場一致の御賛成あらんことを希望いたします。

（拍手）

国税通則法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

一 政府は、国税不服審判所の人的構成及び運用についてその独立性を強めるよう留意し、今後における社会、経済の進展に即応しつつ、国税庁から独立した租税審判制度の創設、出訴と不服申立ての選択等についても、絶えず真剣な検討と努力を行なうべきである。

二 政府は、国税不服審判所の運営に当たっては、次の点に十分配慮を行ない、納税者の権利救済の実現について万全を期すべきである。

(1) 納税者がためらうことなく自己の権利救済を求め、その主張を十分行ない得るために、いやくも税務当局が不服申立人を差別的に取り扱うようなことのないよう、厳に適正な運営を確保すること。

(2) 質問検査権の行使に当たっては、権利救済の趣旨に反しないよう十分配慮すること。特に、国税不服審判所の職員は、その調査が新たな脱税事実の発見のためでないことを厳に銘記の上、納税者の正当な権利

利救済の実現に努めること。

なお、審査請求後、原処分庁が答弁書提出を理由として上記のごとき権利救済の趣旨に反する調査を行なうことのないよう、厳に留意すること。

(3) 納税者が審査請求に当たつて自己の主張を十分に行ない得るよう税務当局はその処分又は異議決定において附する理由をできる限り詳細に記載するよう努めること。

大蔵大臣は、国税不服審判所長の任命についての承認に当たつては、自らが任命するのと同様に積極的に行うべきである。

四 本法の目的を達するため、国税審判官等がその職務の執行を厳正に行ない得るよう、その身分保障及び処遇等について十分に配慮すべきである。

五 新制度への移行に伴う人事配置に当たつては、現在の協議団の職員が不利な取り扱いを受けないよう十分に配慮すべきである。

六 納税者が自己の正当な権利を安んじて主張しうるときは、納税者の不服に理由があると推測されるときは、支障のない限り、徴収を猶予し又は滞納処分を停止する等運用上十分に配慮すべきである。

七 還付加算金は、延滞税と同様の取り扱いをするよう検討すべきである。

○毛利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。この際、広瀬秀吉君より発言を求められておりますので、これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬秀吉 いまこの国税通則法の一部を改正する法律案が本委員会を通過したわけであり、採決が行なわれたわけであり、この法案審議で初めて、採決の段階で大臣お見えになりましたので、若干今後の問題について大臣の所信を伺っておきたいのであります。

非常にせわしい時間でもございますので、三つ

ばかり問題点がありますけれども、重点的にこの附帯決議全体についてはまた御所見を伺うことが恒例であります。その中で特に二つ、三つ、一べんに開きますから、まとめて誠意のあるお答えをいただきたいと思うわけであります。

第一は、この改正案、さらに前々国会、第六十一国会に私どもが国税審判法を出しまして、これとの関連であります。本委員会でも呼びました六十一国会における東大教授の金子参考人なども、本質的には両案は違つてない、これは接続しております。こういうような意見も申されております。そういうような中で、こういう法案をこの段階でとどめることなしに、さらに前進をさせていく。特に第三者不服審判所が、行政系列からの統一性、斉合性という方向がいろいろいわれておりますけれども、やはり独立した第三者機関という方向に前進をさせていく、こういうことが書いてありますが、そのこともどうかひとつ大臣から、そういう方向に進める気があるかどうか、この点が一つ。

それからもう一つは、時間がありませんので、いぶお騒ぎになっておりますが、国税関係の職員に非常に欠員が多い、あるいは定員が補充されてない、こういうような問題もあるようであり、また、この労働条件等について、あるいはまた欠員補充等についてどういうお考えであるか。

それから、審判官と副審判官というのがありますが、副審判官が実際には審判官と同じような仕事をやるであろう、そのほうが定員も多いし、そういうことになるであろうが、この身分というものがどうも中途はんばでいかぬというようなことでもありますので、そういう問題について、やはりきちんとそこらところを、副審判官制度などというものはほんとうに少数のものにして、審判官をふやしていくということが、この制度を適正に運用して権利救済の実をあげるというために非常に必要なことだと思ひます。そういうことでどれだけ御努力をなされる気があるか、こういう点について所見を伺っておきたいと思ひます。

○福田国務大臣 御意見の第一点は、附帯決議案の第一項のことかと思ひますが、これは誠意をもつて今後検討してまいりたいと思ひます。

それから第二は、税務職員の欠員補充の問題であります。これはなお今後も努力してまいりたい所存でございますので、御了承願ひます。それから、副審判官が中途はんばじゃないか、それは少なくして審判官を多くすべきじゃないかという御意見であります。これも御意見として十分参考とさせていただきます。かように考えております。

○毛利委員長 おはかりいたします。本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よつて、本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。福田大蔵大臣。

○福田国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、これを税務行政の末端にまで徹底させ、納税者の権利救済に万全を期するよう、今後ともなお一その努力をいたす所存でございます。

○毛利委員長 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

「報告書は附録に掲載」

○毛利委員長 午後二時三十分再開することと

し、暫時休憩いたします。

午後一時九分休憩

午後二時五十八分開議

○毛利委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案について質疑を続行いたします。貝沼次郎君。

○貝沼委員 この前は時間がずいぶん延びてしまいましたが、きょうは簡単にやりたいと思いま

す。初めに、暫定措置法案が現在出されておるわけでございますけれども、こういう暫定措置法案の出し方という点について、きょう社会党からも質問がありましたけれども、公明党としても、今後こういうような方法をいろんな法律のときに、あるいはこういう年度のかわり目によっていくお考えがあるのかどうか、こういうことをあらためて確認しておきたいと思えます。

○細見政府委員 私どももこういうことをやらないうで、四月から新しい税制が施行できるのが望ましい姿であると思いますが、現実にはできませんでした。こういう事態になりましたときは、またその事態で考えなければならぬと思っております。

○貝沼委員 できるだけやらないという、そういうお考えですか。

○細見政府委員 そのときの税制改正の内容によって具体的に判断すべきものじゃないかと思っております。

○貝沼委員 その内容で判断するのはけっこうだと思えますけれども、その基本的な態度として、やらないということの基本にしていって、場合によつてはまた考える、こういうようなことでしうか。

○細見政府委員 私が申し上げておりますのは、あくまでも新税制というのが四月から施行できるようなものが望ましい事態であらうと思えますが、いろいろな事情でそういうことができないと

きには、そのときそのときの改正の内容、その他万般の社会情勢を見て判断すべきことではないかと考えておるわけでありまして。

○貝沼委員 私はこういう暫定法が出てくるその背景もよくわかるわけでありましてけれども、その根底に、たとえば今回であれば四十五年度の税制の本法の改正ですね、これが当然通る、こういうような計算のもとにこういうものが出されてい

るんではないか、こういう感じがいたしますので、その辺の關係はいかがでしょうか。

○細見政府委員 けさはほど来申し上げておりますように、私どもは端的に、五月以降に実施されま

すと予定できる減税の恩恵を、四月に給料が支給され、四月で一たん高い税率で取った税金についてあとで返すことが現実的にむずかしい人たちにこの恩恵を及ぼすのがよいという考え方はないかというところで暫定法を提出いたしておるわけでありまして、決して国会の審議権に対してどうと

いうようなことを考えておるわけではなくて、政府原案で四月にはこういう税率になりますというだけのことを申し上げておるわけでありまして、しかもそれはいま御審議願う税法の審議を何ら拘束するものではなくて、新しい税法がどのように修正されました、それは四月限りのこととして、新税法は一年の税法として動くわけでありま

すから、その意味で、こういうことが何か国会の審議に対していろいろなことをしておると言われることはないのであるかと考えます。

○貝沼委員 そこで、四月からの改正の本法と、それから今度の暫定法の中に盛り込まれているものとかかなり数が違うわけでありまして、このことについて説明を願いたいと思えます。

○細見政府委員 ちょっと質問の御趣旨がよくわからないうで、四月に給料を受け取る人に適用される税率、しかもその税率、控除その他は、このあと御審議願う所得税法の控除、税率と同じ内容になっておるわけでありまして、それ以上のものもなければそれ以下のものもございません。

○貝沼委員 それでは、今後こういう暫定措置法

案、こういうものは極力私たちは避けていかなければならないと思うわけでありまして。その点よろしくお願い申し上げます。

それから次に、私はこの所得税の減税という問題につきまして、課税最低限のことでお尋ねしたいと思つておるわけでありまして、政府は昭和二十五年以来ずっと減税をやっているわけであり

ますが、一向に重税感がとれないわけでありまして、これはこの前私たちの調査の結果からも申し上げたところでありまして、その重税感の原因は自然増収ではないかと思われる節もあるわけであり

ます。年度別にずっと調べてみたわけでありまして、どうもそういうような結果があるようであり

ます。そこで、この暫定法に盛り込まれた内容によつて今度減税をした場合には、名目減税あるいは実質減税等を考へて重税感がぬぐい去られるかどうか、その辺の見通しをお願いしたいと思えます。

○細見政府委員 税金の問題につきまして私どもがPRの方法がへたなかかどうか、なかなか実態がわかり願えないのでありますが、予算委員会

のほうに提出いたしております「租税及び印紙の要綱」というので、たとえば給与所得者について申し上げてみますと、百万の収入のところ

で申し上げれば、いわゆる免税点が百万をこすわけでありまして、夫婦三人の場合は税がからな

くなり、夫婦二人の場合はごらん願ひいたします、現在の一万五千円の税金が平年度になりますと八千八百円というところで、負担は半分近くに減るわけでありまして、それから百五十万円でごらん願ひ

いたしますと、夫婦三人でありますところの六万円が四万二千円程度の負担になるわけであり

ます。この機会に申し上げておきたいのは、所得がふえたときに税金がふえるから重税だというふうな御議論をよくなさる方がありますが、たとえば二

百万の人が所得が一五〇万ふえれば収入は三十万円ふえるわけでありまして、かりに税金が一万円足

らずふえたといつたとしても、六千円前後であります

が、一万円足らずふえたといつたとしても、収入は二十九万ふえるわけでありまして、負担率ははるかに安くなるわけで、その辺の誤解がどうしてなかなか解けないのか、私どものPRがへた

なのか、はなはだ残念に思つておるところであります。

○貝沼委員 減税であつて重税になるのではないというふうなことにまでいまお答えがあつたと思

いますけれども、たとえば現在の人が昇給しないですのままだらば、これは確かに減税だと思ひますね。しかしながら、その昇給と兼ね合わせて税金がかり、また物価の上昇がどれくらいある、こ

ういうことを計算した場合に、あるいは租税の負担率等を考へた場合に、ちよつとこれは上がつて

いるのではないか、こういう議論になると思ひま

す。そういうことはどのようにお考えですか。

○細見政府委員 手元にちよつと二百万の方の所得が一〇〇万ふえた場合の計算を持っております

のでこれを御披露いたしますと、二百万のときに四十四年度の税制でありますと十四万八千円、つまり七・四〇の負担率になっておつたわけであり

ますが、これが四十五年度になりましたと一〇〇

ふえて二百二十万円になったといつたしますと、こ

の税金は十三万九千円、つまり絶対額でも減つて

おります。負担率で考へれば六・三三といふこと

とであります。国の全体の収入のことも考へた上

で御判断願へば、一割所得がふえてもなお税金は従前よりも安くなる。これだけ大きな減税とい

うのはそんなにあることではないし、負担感とい

う議論の中には物価が上がるから云々という議論

もありますが、そういうものを考へまして大幅な負担減になつておるかと私は確信いたしてお

ります。

○貝沼委員 どうも計算が、私がやったのとは違

うようでありますけれども、これはまた本法に

入つたときに詳しく議論したいと思ひます。

そこで、課税最低限の問題であります。課税

最低限をきめ根本的な精神、こういうものはど

こにあるのでしよう。

○細見政府委員 課税最低限と、それから税率の

累進性というのがそれぞれの国の税制のいわば性格をあらわすわけでありまして、課税最低限だけでやりますと税負担というのは公平にならない。したがって、所得がふえるのに応じて累進的に税を取る、それが税率であるわけでありまして、また課税最低限を入れませんと、ある程度以下の低い所得層におきまして累進税率をなだらかにするとあるいは生活費その他のことを考えて税負担を軽減することができないわけでありまして、そういう意味で課税最低限と税率とは、あわせてその国の所得税の持つ性格と申しますか、そういうものをきめるわけでありまして、どの辺の階層からどういうふうな負担をしていただくのがいかにということを経合的に判断する問題であらうと思います。

○員沼委員 その課税最低限とそれから国民の生活費との関係、これはどのようにお考えですか。

○細見政府委員 いわゆる最低生活費というようにものに税負担をなるべく求めないようにするのが望ましいことでもあります。ただ、しかし、支出額が望ましいことと意味での必要最低生活費であるかどうか。そういう判断というのは、最近のように欲望も非常に多様化したしておりますし、消費生活全体がレベルが上がっておりますときにおきまして、家計調査の支出額を上回るとか下回るとかという議論をいかにするのはだんだん考えなければならぬ時代になっているんじゃないかと思ひます。

○員沼委員 この課税最低限の議論をしてまいりますと、どうしても基礎控除という問題になるわけでありまして、この基礎控除はどのようなお考えからこれをきめておりますか。

○細見政府委員 一人の生活状況、生活費といったようなものを基本的に考慮に入れますと、独身者であればどの辺から所得税を負担していただくかというようになるとして考えるのじゃないかと思ひております。

○員沼委員 そうすると、この基礎控除と独身者の標準生計費、こういったものが関係あるという

ふうにいまはちょっと聞かえたわけでありましてけれども、これはどういう資料をもとにしてきめていられるのでしょうか。

○細見政府委員 基本的には国会でおきめ願っております。所得税の現行制度をベースにいたしまして、負担の軽減をどういう形で求めていくかというのが基礎控除の引き上げであり、また税率の緩和であらうと思ひます。

○員沼委員 生計費との関係ですね。さつき独身者の生活云々という話がありましたけれども、独身者としてどれだけの基礎控除があれば生活できるのかどうか、この辺はどのようにお考えですか。

○細見政府委員 私どもが承知いたしておる限りは、独身者の生活費を上回る課税最低限になっておると思ひます。家族構成がふえてまいればそれに応じた課税最低限の引き上げが行なわれておりますので、独身者あるいは家族持ちを含めまして、課税最低限は、昨日御披露いたしましたように三十五年程度をベースにいたしまして今日までの引き上げの推移をたどつてまいれば、物価は七割程度上がっておりますが、課税最低限のほうは三倍半ぐらいに引き上がっておりますわけでありまして、その意味では、もはや生計費との議論はある意味で断ち切れておるのではないかと、かように考へております。

○員沼委員 私は人事院の調査等を聞いてみたわけでありまして、その調査によりまして、たとえば独身者で一月にどれくらいが生計費がかかっているかという、平均二万一千九百十円、年間に直しますと二十六万二千九百二十円、ざつとオーダー計算してこうなっております。基礎控除十八万に比べるとここかなりの差があるわけでありまして、この点はどういうようにお考えでしょうか。

○細見政府委員 先ほど来申し上げておりますように、基礎控除と税率というのとは、あわせてどの辺のところから税負担を求めるのが適当かというところで、その場合、できれば必要最低限の生活費に

食い込むというようなことがないの望ましい税制であるということとはたびたび申し上げておることでありますが、そういう意味で基礎控除をかりに十八万といたしても、これを上回るたえらば二万三万の収入があれば、その人からその部分について一〇〇％持つていくわけでありませんで、そのうちの割割が負担になるわけでありまして、全体としてどういうふうな税負担をなだらかに、下に薄く上に厚く税を納めていただくかという全体の機構として御理解願いたいのです。生活費がどうかというようなことはもちろん参考にはいたさなければなりませんが、それと基礎控除とが直接つながるといふ性質のものではないということを経合願いたいと思ひます。

○員沼委員 どうも先ほどから話を聞いておりますと、生計費と基礎控除の算定といったことについて、全然別個な考え方を持っているとどういふな感じを受けるわけです。私はやはりこういうものをきめる場合は生計費を中心に考へていかなければならないのではないかと考へておりますけれども、この点もう一度答へ願ひます。

○細見政府委員 もちろん生計費というふうなものも大事な要素であります。同時に税負担をどう求めていくかという指標としては現行の税制が一つあるわけでありまして、その後の事情に応じてどう修正していくのがいかにということであらうと思ひます。

なお、参考に申し上げておきますと、先ほどの人事院の調査で二万一千円ぐらいのものが出ておると思ひます。この中にはいろいろな、被服費だとかあるいは雑費のようなものももちろん入っておりますわけでありまして、そういうものを別といたしても、今度課税最低限のほうには給与所得控除でありますとかあるいは社会保険料控除といったようなものがあることによりまして、課税最低限はすでにお手元の資料にお配りしてありますように三十四万一千円になっております。かりにこの人事院の生計費というふうな資料——これはサラリーマンについて調べたわけでありまして、

サラリーマンについて見てみれば課税最低限は上回つておりました。この意味でこの生計費と課税最低限との議論をそんなに直接結びつけてする時代とはだんだん変わつてきたのではないかと、かように考へておるわけでありまして。

○員沼委員 現行の税制があるからこれをどのよう修正していくか、こういう話がありましてけれども、この現行の税制でいままでだれも満足していないのです。現行の税制自体が非常に不満のある税制なんです。それを修正するのは当然やらなければならぬわけですが、だからといってそれを基準にして、この生計費のほうをあまり考へないでやるといふのは、私はどうも合点がいかぬと思ひます。やはり、こういう問題は、もつと大蔵省として日本全体のデータをとつて、そして当然こういうような金額の基礎控除というものがなければならぬという、そういう裏づけが実ははつきりしなければならぬと思ひます。その点はいかがでしようか。

○細見政府委員 私どもが承知いたしておる限り、日本の独身者のいま申し上げました課税最低限と申しますものは三十四万であるわけでありまして、これはイギリスあるいは西ドイツなどに比べても、日本の課税最低限のほうが高くなつております。先生に釈迦に説法ですが、高き常識的に考へまして、イギリスとか西ドイツの生活水準が日本より下だということはないと思ひますので、いかに日本の課税最低限が高いかということとはこれもおわかり願ひるかと思ひます。

○員沼委員 そういふパーセントだけで外国とは比較できないんじゃないかと私は思ひます。やはり同じパーセントでも収入が高ければ残る金は大きいわけですから、ところが、収入が少なければ税負担の感情というのは非常に強いわけですね。そういうようなところからいかに私はパーセントだけではできないと思ひます。

○細見政府委員 私がいま申し上げておるのパーセントではなくて——この換算率が悪いとおっしゃるのでしたらわかりますが、日本は三十四万

○貝沼委員 数字はいろいろなわけでありま
けれども、実際現在の、たとえば私たち給与所得者
あるいは日本人が税金で非常に苦しい生活をしてい
る、こういうことはみんなよくわかっていること
となんです。数字がいろいろ示してはおりますけれ
ども、苦しいことは間違いない。したがってそれ
は何らかの方法を講じて改良していかなければ
ならないと思うのであります。

そこで、これは本法に入つてからもやりたいと思ひますけれども、この課税最低限とかあるいは基礎控除とか、こういつたことがいわれるわけでありませうけれども、この歴史的なところから私にはちよつと調べてみました。初めやはり免稅点から出發して、それから扶養控除ができて、免稅点が基礎控除に改められて、そして扶養控除から配偶者控除が分離して現在に至つたというふうな、概略だけですけれども、大体わかつたわけです。こういう歴史的な變遷を経ていることから、私は理論的な根拠、こういうものがあるいははっきりしないんじゃないか、こういうふうな心配をするわけでありませうけれども、この点はどのようににお考えでしょうか。

○細見政府委員　かつての税制というのが、免稅点と税率でできておつたことは、ま御指摘のとおりで、免稅点制度でやつてまいりますと、免稅点をはこしたある段階から急に負担が高くなるわけがあります。ところが免稅点じゃなくて、基礎控除を入れました控除と税率というのではない基礎控除を入れましたと、低所得層から高所得層にわたりますと、低所得層から高所得層

○貝沼委員　そこで私は、基礎控除という額ですね。これがやはりちよつと低いのじゃないかと思ふのです。やはり独身者の生計とかさういったことを考えますと、この基礎控除をもうちよつと上

けて、そうして課税最優限をも少し上つたにやないか、やはり納得のいくような税制にはならないのじやないか、こういうことから私どもいろいろ検討いたしまして、そうしていま普通いわれておる夫婦二人と子供三人、こういう家庭で百三十万までは免税にすべきである、こういうことを主張しておるわけであります。この標準家庭についてもほんとうは問題がずいぶんあって、最近はどういうう家庭は少なくなつたわけでありませうけれども、一応家族五人の場合、百三十万という線まで私はどうしてもやる必要があるのではないかと思うわけであります。この点いかがでしょうか。

○細見政府委員　これは主張にわたることでございますので、どうこう申し上げるのは筋でないかと思ひますが、政府の税制調査会におきまして、この長期答申を答申いただいたときにおきましては、夫婦、子三人というところで免税点百万円というのは、貯蓄のゆとりのある一応の課税最低限の水準であるから、もうこの段階まできたときには、夫婦、子三人百何十万とか、夫婦、子二人百何万とかいうような形で、スローガンの如

○貝沼委員　さらに私は、国税の課税最低限だけを考えるのではなくて、やはり課税最低限の考え方を考えるのではなくて、やはり課税最低限を考えたところでは、地方税も含めたところで課税最低限を考えたかどうかと思うわけであります。これはたしか諸外国でも幾つかあると思うわけでありますか、この点はどうにお考えでしょうか。

○**細見政府委員** 先ほど申し上げましたように所得税の課税最低限というのはそれなりに一応の水準に——御批判はあろうと思いますが、それなりの一応の水準に達したといいたしましたときに、なおやはり住民税との間になんかの格差がございますので、今後の問題としては、住民税の負担をどのような階層から求めていくか、つまり所得税と同じ階層で住民税負担をやつてもらふかあるいは若干低いところから住民税負担を求めるかというのは、これは地方財政のあり方にもつながる問題でございますして、これから議論のあるところだろふと思ひますが、おっしゃるように、感情的な受けとめ方としては、住民税のほうの課税最低限が所得税とあまり隔たつておるといふのは、なかなか感情的に理解しにくいところではないか、かゝうに考えております。

○貝沼委員　確かに隔たりがあまりにも大きくて、国民の一般はこれに対して不信を抱いておると思うのです。非常に困っておると思うのです。この点はさらに私は是正されていかなければならないと思うわけであります。そういう意味からこの課税最低限というものを両方含めて考えよべきではないか、こういうことを申し上げたわけであります。

さらに、給与所得者でありますけれども、給与所得者には必要経費というのはなく、これは給与所得控除になっているわけでありすけれども、この給与所得者に対して、ずっと実際どれな

こういうようなことをずっと計統をとってみますと、ただ給与所得者が給与所得控除一本で考えただのでは、ちょっとこれは矛盾をはらんでいるのではないか、こういうふうな気がしたわけでありました。したがって、ただ理論的な、あるいは調査をもとにした、裏づけのないやり方ではなくて、これをもちと、たとえば必要経費を考えると、あるいは諸外国並みに申告選択制度を採用するとか、あるいはいろいろなことは考えられないのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○細見政府委員　いまお話がございましたように、おそらく公明党で御調査なさったものだと思いますが、給与所得の経費のような、本来一律であるべきようなものについて、それだけの差が出るような議論ができるというぐらゐ給与所得の経費というものはきめがたいものであるわけです。したがういまして、そういうことで社会的に何が勤労所得といえますか給与所得の必要経費かということがわからない、あるいは社会的には認で

い、あるいは社会的に同じ評価ができない、人によってそれだけの差ができるようなものを、これを本人に申告をせしめて経費を引くというようにすることになりますと、本人の立証も非常にむずかしいです、税務署のほうでそれを一々認定する、過去のあつた時点の生活費の実態を一々批判しなければならぬわけでありまして、そういう意味で私どもの国の税制の給与所得控除制度というものは、むしろ考えようによっては諸外国にもすぐれておるものでありまして、たとえば皆さんからいろいろ給与所得控除の御議論が出るたびに、外国のように概算控除にしたかどうか、それから必要経費の選択制を認めたらどうかというお話がございしますが、御承知のように外国の給与所得控除というものは日本の給与所得控除に比べて、率から申しますとはるかに低いものでありまして、日本で今日あの程度の給与所得控除に、もしいたしたということになれば、たいへんな不満を受けることにならうと思ひます。そういう意味で、生活の実態も違ひますし、給与所得に対する考え方も違ひますし、また経費に対する考え方も違ひわけでありまして、日本におきましてはまだ給与所得の経費は何かということについて、社会的に妥協な、あるいは社会的に是認できる基準というやうなものを確立するのが先でありまして、それがない段階で給与所得控除を実額で控除するといふやうなことは、それでなくても税務署の調査についていろいろな御批判があるときに、生活の実態に立ち至つて、あなたのこの経費は、たとえばせびろはあなたの現在の地位においてはそんなにりつぱなせびろを着られる必要がありませんと、か、ありますとかいふやうな話が出てきまして、それこそ際限のない混乱を引き起こすだけでありまして、現在の給与所得控除、これが十分であるかないかということについては十分御審議をいただかなければならぬと思ひますが、これにかわるよりいい制度がいま日本にあるとは私もは考ええておりません。

○員沼委員 いろいろな事情でそういうことはできないといふことはよくわかりました。しかしながら、この所得控除が四十二年の八万円ですが、それから四十三年に十万円になったのみで、あとはたしか上がつてないと思ひますが、これを上げるという考え方はございせんか。

○細見政府委員 定額控除のことだと思ひますが、上げるという考え方はないかと言われれば、それはございせん。ですから、その辺は各方面の御意見を承つてきめるべきことだと思ひますが、ただ参考として申し上げたいことは、たとえばこの十万円という定額控除が働いておりましたために、五十万円の収入金の人でありますとの控除額が十八万円になつて、実に収入金の三六%を経費としていわば認めておるといふことでありますので、これが八十万円になつても三〇%程度というやうなことで、給与所得控除のいまの体系から申せば、どちらかといへば下に厚く非常に上に薄くなつておる。もつとも四百万円までになつたことについていろいろ御議論もあるやうであります、しかしいづれにしても、下に厚く上に薄い形になつておるわけでありまして、

○員沼委員 それからも一つお聞きしておきたいと思ひますが、定額控除、これはいつごろから行なわれてゐるのか、そのときの額はどれくらいであつたのか、これをお知らせ願ひたいと思ひます。

○細見政府委員 申し上げますと、三十六年に一万円という定額控除制度が設けられて、これがスタートでございます。その後、三十九、四十、四十一とかがりまして、四十一年四万円といふことになりまして、それが四十一年から四十五年の間に急激に引き上げられて十万円になつておるわけでありまして、四十三年の改正で十万円といふのが提案されて、四十三年から平年度化して十万円になつておるわけでありまして、

○員沼委員 これについても今回は据え置きになつておるわけですが、この前の所得のときの計算から考へて、据え置きでなければならぬといふ

理由はございせんか。

○細見政府委員 据え置きでなければならぬといふ理由も、それは確かにないかと思ひますが、同時に、いま申し上げましたように、給与所得の控除の実額の金額からすれば、引き上げなければならぬといふ論理的な根拠もなかなか見出しにくいのではないかと思ひます。

○員沼委員 だいたい人数も少ないですから、私はもうやめたいと思ひますけれども、ただ一つ、最後に御聞きしたいと思ふのですが、サラリーマンの場合ですね、たとえば二分二乗方式、こういうことは一応考えられるのじゃないかと私は思ふのです。たとえば家庭の奥さまの内助の功があつてりつぱに仕事ができるというふうなことも考えますと、二分二乗方式というものもあるいはとり入れてもいいのではないかと、こういうふうには思ふ節もあるわけでありまして、当局の考え方はいかがですか。

○細見政府委員 二分二乗方式につきましては国会の中にも熱心な推進論者の方もおられますし、私もそれなりに考え方はわかることでありますので、今後研究はしてまいりたいと思ひますが、ただ現在の日本の所得税の、いわゆる所得を稼得した、つまりだれが所得をかせぐかといふことを中心に構成されておる税制が、世帯といふことも、消費支出を単位として税をかける、三人でも五人でも働き手があれば、それを持つてきても、その消費主体において、消費団体において税負担を求めるといふことでありますので、税体系のいわば基本的な転換にもなりますので、税率のあり方とかあるいは控除のあり方とか、いろいろな面を含めましてかなり大きな手当てをしなから改定しなければならぬ問題でありますし、観念の大きな転換でもありますので、十分時間をかけて研究すべき問題だと思ひます。

○員沼委員 もう一回確認しておきたいのですけれども、時間をかけて研究する場合、これは前向き姿勢で研究されるのか、ただ研究するだけにどまるのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○細見政府委員 私は、およそ研究というのは常に前向きだと思ひます。

○員沼委員 ぜひ前向きに進めていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、これも実は新聞等を見ましてはつきりしなかつたところでありまして、お聞きするわけでありまして、利子・配当に關する課税の場合、当初政府案というものはかなりいい線までいつておつたわけでありましてけれども、途中でいろいろの折衝の結果ずいぶん後退したように私は感じられたわけでありまして、このいきさつを教へていただきたいと思ひます。

○細見政府委員 これはもう先生よくおわかりのことだと思ひますが、およそ交渉ごとで、やはりものを売るときでも売り値といふものと実際に売れる値段といふのは違ひわけございまして、相手と交渉いたしますときには、その間いろいろの折衝をいたし、別に何%であつたから急に妥協したとか、何%であつたから制度本来の趣旨が變つたといふふうには考へておりません。およそ交渉ごとでありますので、売り買いがあつた、かように考へております。

○員沼委員 交渉ごとであつたといへばそういうことですけれども、しかし、やはり原案を出すときにはちゃんとそれなりの根拠があるわけでありまして、反対するためにはやはりそれだけの根拠があつたと思ふのです。そうしてその相談の結果、結局落ちつくところに落ちついた、こういうふうになつたと思ふわけでありまして、その議論は今度本法に入つたときに私はしたいと思ひますので、そのときには、詳しくそのことを教へていただきたいと思ひます。

本日の質問はこれで終わります。

○毛利委員長 竹本君。竹本委員 私はいきわめて簡単にやります。まず最初に、いわゆる七〇年代の税制上のビジョンといふものを少し聞きたいのです。御承知のように、七〇年代は変化と進歩の年とか躍進の年

れるということになれば、経費としてはそれなりに大きいのではないかと、いうふうに考えておるわけであります。

○竹本委員 それから、これもあとでまたいたいただくことになるか、それでもけっこうですが、いまサラリーマンが幾らいて、税金を納めているのが幾らいるかということが一つ。

それから、サラリーマンの平均収入というの百十万円前後です。それは、大蔵省で推算したものがあればその推算に基づいて、今度の所得税減税で、標準家庭というよりも四人家族ですね。四人家族の場合には幾ら減るかということについて数字をお聞きたいしたい。

○細見政府委員 全体のサラリーマンが幾らかというのとはなかなかつかまえていくかと思ひますが、納税者になっておるいわゆる給与所得者というのは二千三百七十八万九千人、約二千四百万人くらいが納税者になっておるわけでありまして。サラリーマンの平均収入は、四十四年の家計費調査によりまして百七十七万二千円ということになっております。これを伸ばすか伸ばさないかという議論はございまいし、かりに百七十七万二千円というもので税負担を見てまいりますと、四十四年度、つまり改正前の税法によりまして三万四千円の税額であり、それが今回の四十五年度の所得税になりますと二万五千円でありまして、約八千円の減税になるというわけでありまして。もちろんこの百七十七万二千円というのは四十四年の数字でありますから、一割ないし一割五分伸ばすという議論はあろうかと思ひますが、傾向は同じことになりま。

○竹本委員 それからもう一つ伺ひたいのは、所得税法の八十条ですか、九万円の老年者控除というのがありますね。これはどういう考えから出されたものであるか、どういう根拠で考えられたものであるか、ちょっと伺ひたい。

○細見政府委員 老年者が所得をかせぐにあたりましては、それなりにいろいろ困難な条件を持つておるであろうということを考へまして、それにさらに拒税力が若干弱いんじゃないかというようになことを、それらを総合的に考へまして老年者控除にいたしておるわけでございます。

○竹本委員 その九万円の算出の基礎は何ですか。

○細見政府委員 当時の扶養控除額の同額を見たというわけでありま。

○竹本委員 実はわれわれは党として未成年者控除ということを考へておるわけですが、そこで聞くわけですが、現在、未成年者で働いておる人というの、むずかしいかもしれぬが、納税人員というの、大体どのくらいおるのか、わかりますか。

○細見政府委員 税法の税務統計では未成年者として出ておらぬものですから、実はわかりません。

○竹本委員 未成年者にはいまの老年者と同じような拒税力の問題もありましようし、特にわれわれがいうのは、ゼバ棒学生との対比において考へておるわけですが、そういう社会的な正義感といひますか、気持ちもくんで、未成年者で学校に行けなくて、働いておるうちに収入を得ておる。これがすぐ税金をかけられるということに對して政治的な考慮をしたらどうかということと未成年者控除というものを考へる。そういうことは考へられないか。あるいは考へられたけれども、何かの理由があつて大蔵省はいままで取り上げたことはないのか、その間の事情をお聞きしたいと思ひます。

○細見政府委員 未成年者控除というのは税の上では考へておりません。でなくて、いまの税法でとり入れておられますのは、家庭の事情で働きのがら学校へ行かなければならぬ人たちは、御承知の勤労学生控除ということにいたしました。勤労学生控除を適用いたしますと、現在でありますと四十五万円までの収入が非課税になります。こういうようなことによつて、働きのがら学校へ行く人たちのいろいろな生活上の経費あるいは生活上の困難といふものに対処しております。

先ほども申し上げましたように、老年者といふのは——ここに老年者はおられないから申し上げますが、働きのに腰が痛いとか、あるいは三日働いたら四日目はタクシーで行かないととてもやつ

ていけないとかいうようなこと、つまりそういう所得をかせぎ出すのにあたつていろいろ御苦労が多からうということ、したがつて、これは家族に老年者があつてと手間がかかるかあるいは世話をしなければならぬということではなくて、本人が所得をかせぐのに、老年者であつた場合にそういうことにいたしてあります。しかもまた、年五百万をこすような大きな所得を得ておられる方については資産所得という要素も多からうということ、勤労者の年寄りであるいろいろな苦勞される方を見ておるというわけでありま。

○竹本委員 私どもが言うのは、未成年で働いて学校に行くといふところまではいかないけれども、とにかく働いて家計を助けておるとか、そういう勤勞青年といふものの減税の問題あるいは控除の問題を考へてみたかどうかということですが、主税局長はどうですか。

○細見政府委員 やはりいまの所得税のたてまえとしては、そういう若くして働いておられる人に税がかからぬような形で基礎控除なり免税点なりを引き上げていくというのが本則であつて、逆に税務当局で、未成年であるときに税を軽くしておきますと、成年になつたとたんにはもとより税が重くなるというやうなことがどうしても起こつてまいります。老年者は一ぺん老年になればずっと老年であります、未成年ですとそこで飛ぶといふやうな話も起こるわけでありまして、税負担が途中で、ある過程で動くといふのはいかなるものかといふふうな考へておるわけでありま。

○竹本委員 きょうは時間がありまけんから、議論はやめてお考えだけ承つておくといふことですが、成年になつたら急にふえるといふことだけが一つの根拠でもないでしようけれども、私は、その辺はあまり反対の理由にはならぬといふことで、ひとつまた前向きに検討していただきたいと思つております。

それから教育費控除の問題については、大蔵省の考へはどういうことですか。

○細見政府委員 いまの未成年の人の控除と全く

逆でありまして、この間も予算委員会でお話が出ましたように、教育費控除というのは税法ではなじまないのではないかと、むしろ扶養控除を引き上げる方向で問題を解決すべきだといふので、御案内のように、ここの二年間基礎控除その他は一万円の引き上げでありまして、扶養控除のほうは二万円ずつ引き上げてまいつて要請にこたへてきたのであります。御承知のように、現在高等学校でありますとも、国は七万円とか八万円とかの金を使つておるわけでありま。そういうものについで、そういう状態におきましてもし教育費控除のやうなことをいたしますと、先ほど竹本先生がおつしやつておるやうな若い独身の人の納税者の負担においてそういう経費がまかなわれるという、理屈っぽい話であります、観念的にはそういうことがあるわけでありまして、教育費控除としては所得税にはなじまないのではないかと考へております。

○竹本委員 これで最後ですが、配偶者の問題です。先ほどちよつと議論が出ましたが、現実の税制では、共かせぎ、あるいは共かせぎでなくても収入のある奥さんはどういうところから税金を払うのでありますか。

○細見政府委員 幾らかから税金を払うようになりま。さうかとすると、財産収入でありますと五万円、勤勞収入でありますと所得十万円、収入金にいたしまして二十二万五千円以上の収入になりますと扶養控除で配偶者控除を受けられなくなる。しかし、その方は、ここにございまして三十三万四千円までは独身者として免税点がございまして、配偶者控除は受けられなくなり、その意味でだんなさんのほうの税金は高くなりますが、奥さん自身は税はかからないという段階が三十四万一千円までございまして、それがさらに収入がふえてまいりますと、今度は奥さん自身が税法上の独身者として税を払われる段階がくるというわけでございます。したがつて、三十四万一千円以上の収入のときにさうなるわけでありま。

○竹本委員　いまの、大蔵省のほうで、その配偶者の地位を高めるためにということで考えられておるのはどういふことを考えておりますか。いまの制度を改正するといふことは特に考えてはいないのか、あるいは何か一つの方法を持っておられるのか、それを承って終わりにします。

○細見政府委員　先ほどもお話のございました二分二乗と申しますか、夫婦合算課税の方式というのは将来の検討すべき問題であらうと思ひますが、いまの体系の中で、控除で考えます限り、基礎控除以上の配偶者控除といふのはいかにしても理屈が通らぬと思ひますので、いまの体系の中で特に奥さんだけの控除といふのはむずかしいんじゃないか。むしろ課税単位のあり方として、夫婦合算制といふようなものを考えていくべきじゃないか、かように考えております。

○竹本委員　以上で終わります。

○毛利委員長　次回は、来たる六日金曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十二分散会

昭和四十五年三月九日印刷

昭和四十五年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局